

令和6年2月市議会 教育厚生委員会資料
第6号議案 令和6年度長崎市一般会計予算

目次

説明書記載頁

子どもの年齢区分に応じた主な施策の展開……………P 3 (—)

★…少子化対策アクションプラン該当事業

【3款 民生費 2項 児童福祉費】

1目 児童福祉総務費

| | | |
|-----|------------------------------------|-------------------------|
| 新規 | こども計画策定費(3.2.1) …………… | P 4 ~ 6 (P 168 ~ 169) |
| ★拡大 | 子育て応援情報発信費(3.2.1) …………… | P 7 ~ 12 (P 168 ~ 169) |
| 新規 | 児童福祉システム整備費(3.2.1) …………… | P 13 ~ 15 (P 168 ~ 169) |
| ★拡大 | 乳児家庭全戸訪問費(3.2.1) …………… | P 16 ~ 18 (P 168 ~ 169) |
| ★拡大 | 子育て世帯訪問支援事業費(3.2.1)…………… | P 19 ~ 21 (P 168 ~ 169) |
| ★新規 | 乳児期家事代行サービス事業費(3.2.1)…………… | P 22 ~ 23 (P 170 ~ 171) |
| ★拡大 | 子育て短期支援費(3.2.1) …………… | P 24 ~ 26 (P 170 ~ 171) |
| ★拡大 | 病児・病後児保育費(3.2.1) …………… | P 27 ~ 31 (P 170 ~ 171) |
| ★新規 | 認可外保育施設第2子以降保育料無償化給付費(3.2.1)…………… | P 32 ~ 34 (P 170 ~ 171) |
| | 民間保育所等施設型給付費(3.2.2) | |
| ★ | 民間保育所等副食費支援補助金(3.2.1)…………… | P 35 ~ 37 (P 170 ~ 171) |
| ★ | 保育士等サポート事業費補助金(3.2.1)…………… | P 38 ~ 40 (P 170 ~ 171) |
| 新規 | 保育士等処遇改善推進事業費補助金(3.2.1)…………… | P 41 ~ 42 (P 170 ~ 171) |
| ★ | 子ども・子育て支援連携体制促進事業費(3.2.1)…………… | P 43 ~ 44 (P 170 ~ 171) |
| | 放課後児童健全育成費(3.2.1)…………… | P 45 ~ 52 (P 170 ~ 171) |
| 新規 | 【単独】児童福祉等設備整備事業費 あぐりの丘(3.2.1)…………… | P 53 ~ 54 (P 170 ~ 173) |

2目 児童措置費

拡大 児童手当費(3.2.2)…………… P 55 ～ 57 (P 172 ～ 173)

3目 ひとり親家庭福祉費

新規 指定管理者候補者選定審査会費 白菊寮(3.2.3)…………… P 58 ～ 59 (P 172 ～ 173)

★**新規** ひとり親家庭養育費確保支援事業費(3.2.3)…………… P 60 ～ 61 (P 172 ～ 173)

拡大 児童扶養手当費(3.2.3)…………… P 62 ～ 64 (P 172 ～ 173)

【4款 衛生費 1項 保健衛生費】

3目 母子保健対策費

★**拡大** 産後ケア事業費(4.1.3) …………… P 65 ～ 68 (P 188 ～ 189)

4目 予防費

定期予防接種費(4.1.4)…………… P 69 ～ 71 (P 188 ～ 189)

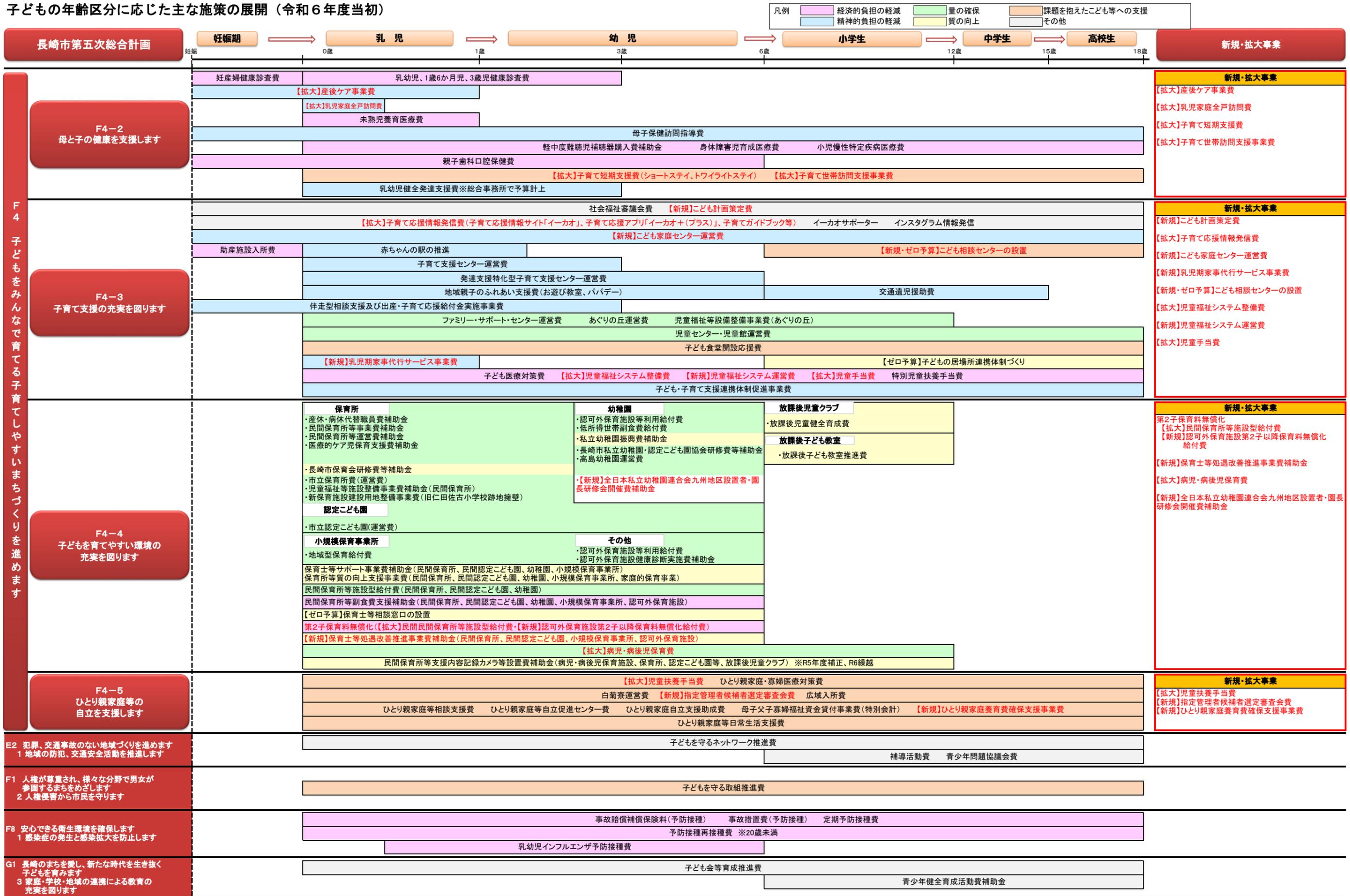
【10款 教育費 6項 社会教育費】

5目 青少年育成費

子どもを守るネットワーク推進費(10.6.5)…………… P 72 ～ 75 (P 292 ～ 293)

こ ども 部
令 和 6 年 2 月

子どもの年齢区分に応じた主な施策の展開（令和6年度当初）



| 予算説明書 | | | | | 事業名 | 予算額 |
|---------|----------|------------|------------------|-----|----------|-----------|
| ページ | 款 | 項 | 目 | 番号 | | |
| 168～169 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 1 児童福祉 総務費 | 4-1 | こども計画策定費 | 6, 161 千円 |

1 事業目的

こども基本法に掲げるこども施策の基本理念にのっとり、国はこども施策を総合的に推進するため「こども施策に関する大綱（こども大綱）」を定めた。こども基本法においては、市町村は、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案して、こども施策に係る計画を定めるよう努めるとされていることから、子ども、子育て家庭のニーズを踏まえて「市町村こども計画」を策定する。計画は「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び令和4年度に策定した「子どもの貧困対策推進計画」の内容も踏まえて一体的に策定する。

2 事業概要

(1) こども大綱における「こども施策に関する基本的な方針」

- ア こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。
- イ こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。
- ウ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。
- エ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。
- オ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。
- カ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

- ・市町村は、国のこども大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を策定する。
- ・市町村こども計画は、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層分かりやすいものとするなどが期待されている。

(2) 計画の構成

長崎市子ども・
子育て支援事業
計画 (R2～R6)

長崎市子どもの
貧困対策推進計画
(R5～R7)



(仮称) 長崎市こども計画

左記の計画に加えて、(仮称)長崎市こども計画には、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を内包する。

(3) 計画期間

令和7年度～令和11年度 (5ヶ年)

(4) 事業費

6, 161千円

(内訳)

- ・子ども・若者の意見反映に関する業務委託料 5, 000千円
(アンケート調査、子どもの支援取組みを行っている団体からの意見聴取等)
- ・印刷製本費等 1, 161千円

(参考) 第3期長崎市子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査

- (1) 実施期間 令和5年11月17日～12月22日
- (2) 対象者 就学前児童の保護者：12,000人、小学生の保護者：8,000人 計20,000人
- (3) 調査方法 インターネットによる回答
- (4) 調査内容 幼稚園や保育所、認定こども園などの教育・保育施設や放課後児童健全育成事業、延長保育事業などの子育て支援サービスの利用状況や今後の利用希望、子育てに関する意識等

3 スケジュール (R6)

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--------------------------------|----|----|----|--------------|----|----|-----|------|-----|----|-------|----|
| 子ども・若者の意見聴取 ※子育て家庭の意見はR5聴取済 | → | | | | | | | | | | | |
| 計画の方向性・施策体系等の検討 | → | | | | | | | | | | | |
| 子ども・子育て推進本部会議 (庁内会議) | | | → | 方向性・施策体系等の決定 | | | → | 素案決定 | | → | 最終案決定 | |
| 計画の素案の検討 | | | → | | | | | | | | | |
| 児童福祉専門分科会 | | | | | | → | | 素案審議 | | → | 最終案報告 | |
| パブリックコメント (素案への意見聴取) | | | | | | | | → | | | | |
| 議会所管事項報告 | | | | | | | | | | | → | |
| 計画策定 | | | | | | | | | | | | → |

4 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|-------------|-------------|---------|---------|---------|-------------|
| | 国庫支出金※ | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 千円 6,161 | 千円 1,500 | 千円 - | 千円 - | 千円 - | 千円 4,661 |

※子ども政策推進事業費補助金(自治体子ども計画策定支援事業)

予算説明書

事業名

予算額

ページ 款 項 目 番号

| | | | | | | |
|---------|----------|------------|------------------|-----|------------|-------------|
| 168~169 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 1 児童福祉 総務費 | 4-2 | 子育て応援情報発信費 | 千円 3,437 |
|---------|----------|------------|------------------|-----|------------|-------------|

1 現状と課題

【現状】

子育て家庭が必要としている情報について、長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」を中心に、SNSや紙媒体を活用して子育て家庭へ発信している。

【課題】

「イーカオ」について情報が探しにくい、わかりにくいといった意見が多くあるなど、市の子育て支援の取組みを子育て家庭にうまく伝えきれていない状況にある。

2 対応方針

あらゆる広報手段を活用して、幅広く、わかりやすい情報発信に取り組み、安心して子育てができる環境を整える。

3 事業概要

(1) 子育て応援情報サイト「イーカオ」のリニューアル

子育て家庭と同じ目線であるパパママモニターの意見を取り入れながら、「イーカオ」をわかりやすく使いやすいものにリニューアルする。
・令和7年3月公開予定（市公式ホームページの全体リニューアルの一環で実施、広報広聴課予算対応(参考資料1)）

(2) 長崎市子育て応援アプリ「イーカオ+（プラス）」の運用（参考資料2）

子育て家庭が、スマートフォンやタブレットで母子健康管理や予防接種スケジュール管理ができるとともに、時期に応じた必要な情報をタイムリーに取得できるプッシュ型の情報発信を行う「イーカオ+（プラス）」（R6.2.14稼働）の運用を行う。

(3) イーカオサポーター制度（参考資料3）

子育て家庭のために子育て応援の取組みを実施する企業や団体を「イーカオサポーター」と認定し、長崎市がその情報を集約し、子育て家庭に情報発信を行う。

(4) ガイドブックの作成

- ・子育て支援や子育て関連施設に関する情報等を掲載した「長崎市子育てガイドブック」を広告収入により作成する。
- ・祖父母世代が、子育て世代のサポートや孫育てを行ううえで役立つ孫育てガイドブックを新たに作成する。

4 予算額

| 項目 | 内容 | 予算額 |
|------------------------------------|-------------------------|-------------|
| (1) 子育て応援情報サイト 「イーカオ」のリニューアル | リニューアルに係るポスター、チラシ作成 | 495千円 |
| | 現在の「イーカオ」保守運営委託 | 1,483千円 |
| (2) 長崎市子育て応援アプリ 「イーカオ+（プラス）」の運用 | アプリ保守運営委託 | 1,459千円 |
| (3) イーカオサポーター制度 | イーカオサポーターの認定、周知 | - |
| (4) ガイドブックの作成 | 長崎市子育てガイドブック (5,000冊予定) | 広告収入によりゼロ予算 |
| | 孫育てガイドブック (3,000冊予定) | 職員作成によりゼロ予算 |
| 合計 | | 3,437千円 |

5 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|-------------|---------|-----------|---------|---------|-------------|
| | 国庫支出金 | 県支出金※ | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 千円 3,437 | 千円 - | 千円 972 | 千円 - | 千円 - | 千円 2,465 |

※地域少子化対策重点推進事業（アプリ保守運営委託 1,459千円） 県補助率2/3

概要

インターネットの即時性などを活かして、市内外の皆さんに市政の情報や取り組み、長崎市の魅力などを分かりやすく伝える。

事業内容

(1) 市公式ホームページのリニューアル

現在の公式ホームページは、前回のリニューアル（平成24年度）から10年以上が経過している。スマートフォン対応や検索機能などが、利便性や操作性に係る機能が更新されていないため、すべての人が使いやすい、分かりやすいホームページを目指し、令和7年3月（予定）からリニューアルする。

スケジュール（予定）

| | R6.4月～6月 | 7月～9月 | 10月～12月 | R7.1月～3月 |
|------------------------|---|--|---------|---|
| 公募型プロポーザル |  | | | |
| 構築（システム開発・ページ移行・テストほか） | |  | | |
| 運用開始 | | | |  |

便利で簡単に子育て支援サービスが利用できる

プラス

長崎市子育て応援アプリ「イーカオ+」



今までの長崎市子育て
応援情報サイト
「イーカオ」に

プラスして

新たな媒体で
情報発信

子育て家庭にとって
様々なお役立ち情報を
今まで以上にお届けし、
子育てをより豊かなものに

プラスアップ



健診の記録や
成長の記録・写真を
簡単に保存！



予防接種の
スケジュールを
自動作成！



簡単に近くの
子育て施設を
検索！



面談や教室の予約も
アプリから可能！



登録した生年月日等
に応じた情報を
通知でお知らせ！



イーカオサポーター
(子育て応援団体)
の情報も更新！

イーカオサポーター制度とは

子育て家庭のために子育て応援の取組みを実施する企業や団体を「イーカオサポーター」として認定し、長崎市がその情報を集約し、子育て家庭に情報発信する仕組み

制度イメージ



長崎市が「イーカオサポーター」の情報を発信することで、子育て家庭がサポートを利用しやすい仕組みをつくり子育て環境の充実を図る。

イーカオサポーターの種別

- 1 お出かけサポーター**
おむつ替えができる場所の提供、授乳スペースの提供、子育て家庭へのお得なサービスの提供、ベビーカーの貸出など
- 2 子どもの遊びサポーター**
子どものための遊びの場・子どもの健全な育成を促す体験・遊びの提供、からだを動かす遊びの場の提供
- 3 子どもの居場所サポーター**
子どもが集うための子ども食堂や学習支援の提供など
- 4 パパママ仲間づくりサポーター**
保護者とその子どもと一緒に参加できる活動、交流できる場所の提供
- 5 寄附によるサポーター**
長崎市こども基金への寄附や物品の寄附など

参考資料 4

ほかにも長崎市公式
子育てSNS始めました！



こども・子育てイーカオ相談 「LINE相談」(R6.2.1～)

そうだんする しらべる

LINE相談 電話相談

相談先一覧 ご利用案内

相談件数 30件 (R6.2.15時点)

対象：市内在住の妊産婦、子ども、子育て家庭のかた
市内の学校に通う子ども
相談対応時間：平日8:45～17:00(祝・年末年始除く)
チャットボットと相談受付は24時間365日可能
(相談対応時間外に受付けた相談は、翌開庁日に対応します)

慣れ親しんだツールでいつでも気軽に相談できるようになった。

※こども家庭センター運営費にて予算計上

長崎市子育てInstagram 「イーカオぐらむ」(R6.1.4～)

e_kao.kosodate.nagasaki

14 1,255 0
件の投稿 人のフォロワー 人をフォロー中

イーカオぐらむ
\子育ての魅力発信中/
▶長崎県長崎市こども部のInstagram(公式)です！
▶長崎での子育てに関する情報や魅力をお届けします♪
▶フォローやコメント、DMへの返信は行っていませんのでご了承ください

投稿内容

イベントや遊び場、
制度・事業、その他
子育てに役立つ情報

フォロワー数

1,255人(R6.2.15時点)

投稿頻度

週1～2回

運用方法

こども部職員が持ち
回りで投稿作成



こども部の若手職員が中心となって開設。
子育て世代にとってポピュラーなSNSであるInstagram
により、気軽な情報発信が可能となった。

予算説明書

事業名

予算額

ページ 款 項 目 番号

| | | | | | | |
|---------|----------|------------|------------------|-----|-------------|---------------|
| 168~169 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 1 児童福祉 総務費 | 4-9 | 児童福祉システム整備費 | 千円 136,280 |
|---------|----------|------------|------------------|-----|-------------|---------------|

1 概要

児童手当、児童扶養手当及び福祉医療の3業務に対応する児童福祉システムにおいて、マイナンバー制度、児童手当制度見直し、地方公共団体情報システムの標準化への対応を行い、業務の効率化及び手続きの簡素化を図るもの。

2 事業内容

(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴う対応 (予算額: 1,914千円)

児童手当業務に関して、法改正により、マイナンバーを利用した管理項目に年金給付情報等が追加されることから、当該情報を児童福祉システムにおいて取り扱うことができるようシステム改修を行うもの。

(2) 児童手当制度見直しに伴う対応 (予算額: 14,173千円)

こども未来戦略(令和5年12月22日閣議決定)に基づき、令和6年度に児童手当制度が見直されることから、児童福祉システムにおいて対象者や支給額等の設定ができるよう、システム改修を行うもの。

【児童手当制度の見直し内容】

- ・ 所得制限の廃止
- ・ 支給期間の延長(中学生まで → 高校生年代まで)
- ・ 第3子以降に係る手当額の増額及び
第1子・第2子にカウントする対象年齢の引上げ(高校生年代 → 22歳年度末)
- ・ 支払回数が増(4か月に1回 → 2か月に1回)

(3) 地方公共団体情報システムの標準化に伴う対応 (予算額: 120,193千円)

(令和7年度債務負担行為支出予定額: 164,595千円)

児童手当及び児童扶養手当に係る業務を取り扱う各自治体のシステムについて、令和7年度末までに国のガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへ移行する必要があるため、令和6年度からシステム構築を行うもの。

3 スケジュール（作業予定）

| | 令和6年度 | | | | 令和7年度 |
|--|--|--|----------------|------|-------|
| | 4～6月 | 7～9月 | 11～12月 | 1～3月 | |
| (1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律改正に伴う対応改正に伴う対応 ・ 児童手当にかかる年金給付情報照会項目の追加 |  | | | | |
| (2) 児童手当制度見直しに伴う対応 ・ 所得判定機能の廃止・支給期間の延長 ・ 算定児童年齢の引き上げ・支払い回数の追加 | |  | 10月分～ 制度見直し | | |
| (3) 地方公共団体情報システムの標準化に伴う対応 ※ ・ 標準準拠システムへのデータ移行や関連システムとの連携テスト等 |  | | | | |

※標準化対応に係るシステム構築については令和8年3月完了予定

4 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|---------|-------------|------|-----|-----------|-------|
| | 国庫支出金 ※1 | 県支出金 | 地方債 | その他 ※2 | 一般財源 |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 136,280 | 14,173 | - | - | 120,193 | 1,914 |

※1 子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正実施円滑化事業分） 充当率100%

※2 デジタル基盤改革支援補助金 充当率100%

5 参考（標準化の概要）

急速な少子・高齢化による人口減少時代を迎え、労働人口が減少する中でも継続して行政サービスが提供できるよう、デジタル技術を活用した業務の変革等への取組みが求められています。

このような状況を踏まえ、国においては、住民の利便性の向上及び自治体の行政運営の効率化に寄与するよう、自治体の情報システムの標準化・共通化の取組みを推進するため、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」及び「地方公共団体情報システム標準化基本方針」を定めました。

これらにより、住民記録や税など自治体の主要な20業務を処理する基幹業務システムについては、令和7年度末までにガバメントクラウドを利用した標準準拠システムへ移行することが求められています。

標準化への移行は、次の3段階で進めていくこととなっています。

| | |
|------|--|
| 第1段階 | 国は、標準仕様書を策定するとともに、システムを動かす環境となるガバメントクラウドを整備・提供 |
| 第2段階 | ベンダ（システム開発事業者）は、国が規定する標準仕様書に基づきシステムを構築 |
| 第3段階 | 自治体は、構築された標準準拠システムの中から選定し、ガバメントクラウド上で利用 |

【参考】標準化対象事務（政令で定められた20業務）

- ①児童手当、②子ども・子育て支援、③住民基本台帳、④戸籍の附票、⑤印鑑登録、⑥選挙人名簿管理、⑦固定資産税、⑧個人住民税、⑨法人住民税、⑩軽自動車税、⑪戸籍、⑫就学、⑬健康管理、⑭児童扶養手当、⑮生活保護、⑯障害者福祉、⑰介護保険、⑱国民健康保険、⑲後期高齢者医療、⑳国民年金

予算説明書

事業名

予算額

ページ 款 項 目 番号

168～169

3
民生費

2
児童福祉費

1
児童福祉
総務費

7-1

乳児家庭全戸訪問費

千円
14,867

1 現状(と課題)

- 乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいる家庭と地域をつなぎ、子育て家庭の孤立を防ぐことを目的に、長崎市民生委員児童委員協議会へ委託し実施している。しかしながら、民生委員・児童委員の訪問に加え、乳児の発育等の悩みについては後日地区担当保健師が対応しているため、支援までに時間を要することがある。
- 民生委員・児童委員を対象としたアンケートでは、男性民生委員・児童委員による訪問に抵抗感が一定数あり、保護者アンケートでは、76.2%が専門職による訪問を希望していた。
- 一方、令和5年4月より開始した伴走型相談支援事業の出生後面談は生後4か月までに実施することとなっており、乳児家庭全戸訪問事業の実施時期と重なり、子育て家庭にとっては同時期の面談となっている。また、伴走型相談支援事業の出生後面談は出産後の見通しや、家庭に応じたサービスを案内すること等から、専門職による訪問が適切と判断する。
- 乳児家庭全戸訪問事業と伴走型相談支援事業を整理し、訪問のあり方を見直す必要がある。

(参考)伴走型相談支援事業イメージ図



2 対応方針

乳児家庭全戸訪問を伴走型相談支援事業の出生後面談と位置づけ、専門職による訪問とする。
 ※国の実施要綱では、出生後面談の一つの機会として、乳児家庭全戸訪問事業を活用することが示されている。

3 事業概要

- (1)内 容 生後4か月を迎えるまでの乳児がいる全世帯を訪問し、出産後の見通しや過ごし方をともに考え、不安や悩みの傾聴・相談対応、手続き・利用できる子育てに関するサービスの確認・情報の提供等を行うとともに、養育環境等の把握を行うことにより、子育てへの支援を必要とする家庭を早期に各種の養育支援につなぐ。
- (2)対象家庭 市内に住所を有する生後4か月を迎えるまでの乳児のいる家庭(おおむね生後2か月頃)
- (3)変更内容 訪問者の変更
(長崎市民生委員児童委員協議会から一般社団法人長崎県助産師会へ委託変更)
- (4)開始予定日 令和6年4月1日(令和6年2月出生児より変更)

(5)事業費内訳

(単位：千円)

| 項目 | 予算額 | 主な内容 |
|-----|-------|--------------|
| 報酬等 | 5,990 | 会計年度任用職員の報酬等 |
| 委託料 | 7,907 | 長崎県助産師会への委託等 |
| その他 | 970 | 消耗品、郵送料等 |

4 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|--------------|-------------|-------------|---------|-------------|---------|
| | 国庫支出金 ※1 | 県支出金 ※2 | 地方債 | その他 ※3 | 一般財源 |
| 千円 14,867 | 千円 4,945 | 千円 4,945 | 千円 - | 千円 4,977 | 千円 - |

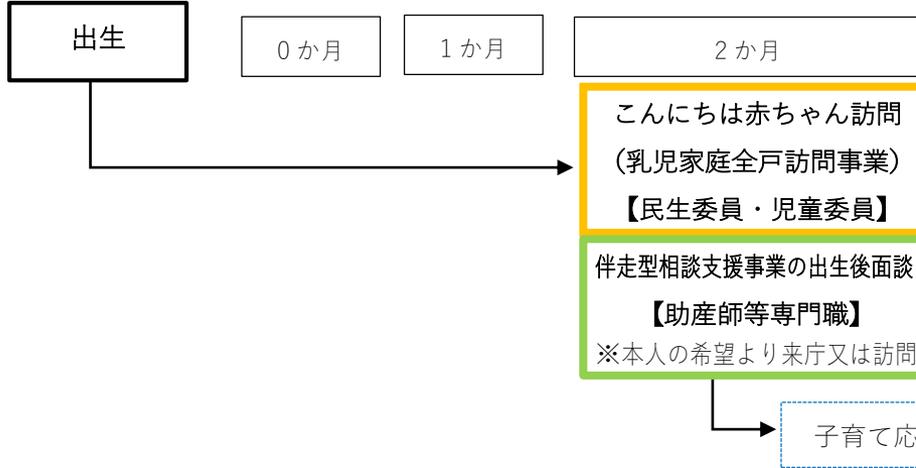
※1 子ども・子育て応援交付金 国補助率1/3

※2 子ども・子育て応援交付金 県補助率1/3

※3 こども基金
保険料個人負担金

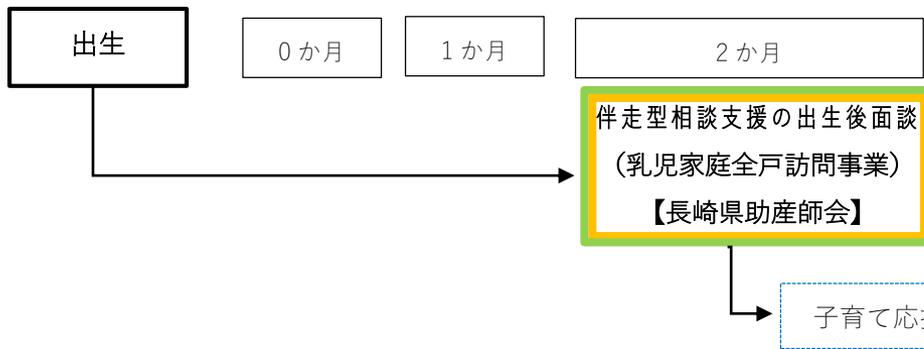
乳児家庭全戸訪問事業の変更イメージ

【令和5年度まで】



- ・ 養育環境の把握
 - ・ 子育て支援の情報提供
 - ・ 不安や悩みの傾聴
 - ・ 支援が必要な家庭の市へのつなぎ
- ・ 出産後アンケート
 - ・ 出産後の見通しや過ごし方、手続き・利用できるサービスの確認
 - ・ 養育者の状況に応じて必要な支援サービス利用案内等
- ※ 面談後、イーカオ子育て応援ギフト（5万円）給付

【令和6年度以降】



- ・ 養育環境の把握
 - ・ 子育て支援の情報提供
 - ・ 不安や悩みの傾聴・相談対応
 - ・ 支援が必要な家庭の市へのつなぎ
 - ・ 出産後アンケート
 - ・ 出産後の見通しや過ごし方、手続き・利用できるサービスの確認・利用案内等
- ※ 面談後、イーカオ子育て応援ギフト（5万円）給付

伴走型相談支援事業の出生後面談開始に伴う見直し
乳児家庭全戸訪問事業の実施期間と重なり、出生後面談の機会として乳児家庭全戸訪問事業を活用することが示されている。

| 予算説明書 | | | | | 事業名 | 予算額 |
|---------|----------|------------|------------------|-----|--------------|-------------|
| ページ | 款 | 項 | 目 | 番号 | | |
| 168～169 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 1 児童福祉 総務費 | 7-3 | 子育て世帯訪問支援事業費 | 千円 2,469 |

1 現状(と課題)

令和5年度より事業を開始し、家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援者が訪問し、家事、育児等の支援を行っている。令和5年度は、専門職が個別に支援を行う中で対象者からの希望があった際に案内し利用に至ることが多かったが、今後は妊婦の全数面接や出生後面談(産婦)等において、サポートプランを作成し支援が必要と思われる家庭に対しても、訪問支援につなげる必要がある。

2 対応方針

サポートプラン作成の対象者等、支援が必要な家庭へ事業の周知を行い、支援につなげることで家庭や養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐ。

3 事業概要

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援者が訪問し、家事、育児等の支援を行う。

(1) 支援対象

家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦又はヤングケアラー等がいる家庭(サポートプラン作成家庭)

※サポートプラン…要保護児童等支援の必要性が高い家庭に対し、専門職が対象家庭と対話をしながら、支援内容を検討、提示し、状況変化に応じて見直ししながら関係者が支援内容を共有して効果的に支援を行うためのもの。

(2) 支援内容

支援対象の家庭を訪問支援者(※)が訪問し、次の支援を実施する。

ア 家事支援: 食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行支援等

イ 育児支援: 地域の母子保健施策・子育て支援施策等の情報提供を含む保育所等の送迎支援や一時的な子どもの保育

※訪問支援者: 家事又は育児支援を適切に実行する能力を有するもの。(ファミリーサポートセンターのまかせて会員養成研修の受講者で、さらに長崎市の子育て世帯訪問支援者研修を受講したもの。(令和5年12月末現在 訪問支援者19名)

(3) 利用見込み件数 724件

(内訳)

| | |
|--------------|------|
| ア 要保護児童等対象家庭 | 260件 |
| イ その他支援対象家庭 | 464件 |

(4) 利用者負担額

| 対象 | 1時間当たり | 1件当たり |
|----------------------|--------|-------|
| 生活保護世帯及び措置対象家庭※1 | 0円 | 0円 |
| 住民税非課税世帯 | 300円 | 190円 |
| 住民税所得割課税額77,101円未満世帯 | 600円 | 530円 |
| その他世帯 | 1,500円 | 930円 |

※1 要保護児童対策協議会において措置の必要性を決定した家庭（措置対象家庭）については、利用者負担は発生しない。

※【参考】利用者負担額計算
住民税非課税世帯が1回（2時間の支援）を利用した場合、
@300円×2時間+@190円=790円を支払い

(5) 事業費 2,469千円

【事業費内訳】

(単位:千円)

| 項目 | 予算額 | 主な内容 |
|-----|-------|--------------------------------------|
| 報酬 | 1,941 | 訪問支援者報酬(@1,340円×2時間×724件) |
| 報償費 | 15 | 訪問支援者フォローアップ研修講師代(@5,000円×3時間×1人×1回) |
| 旅費 | 362 | 訪問支援者交通費(@500円×724件) |
| 需用費 | 48 | 消耗品費 |
| 役務費 | 103 | 郵送料等 |
| 合計 | 2,469 | |

4 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|-------------|-------------|-----------|---------|-----------|-----------|
| | 国庫支出金※1 | 県支出金※2 | 地方債 | その他※3 | 一般財源 |
| 千円 2,469 | 千円 1,051 | 千円 525 | 千円 - | 千円 366 | 千円 527 |

- ※1 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金） 国庫補助率1/2
※2 子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金） 県補助率1/4
※3 利用者負担金

予算説明書

| ページ | 款 | 項 | 目 | 番号 | 事業名 | 予算額 |
|---------|----------|------------|------------------|-----|--------------------|----------|
| 170～171 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 1 児童福祉 総務費 | 8-4 | 乳児期家事代行サービス 事業費 | 9,551 千円 |

1 現状(と課題)

近年の核家族化の進行等に加え、地域とのつながりが希薄化する中で、身近に支援者がいない子育て家庭も少なくなく、育児に関する不安や孤立感は大きくなっている。また、特に乳児を養育する家庭においては、産後の体調や生活リズムが激変する中で、乳児の健康管理や育児等への不安や悩みが起りやすく、家事との両立にも負担がかかる時期であることから、より安心して子育てができる環境を整えるための支援が必要である。

2 対応方針

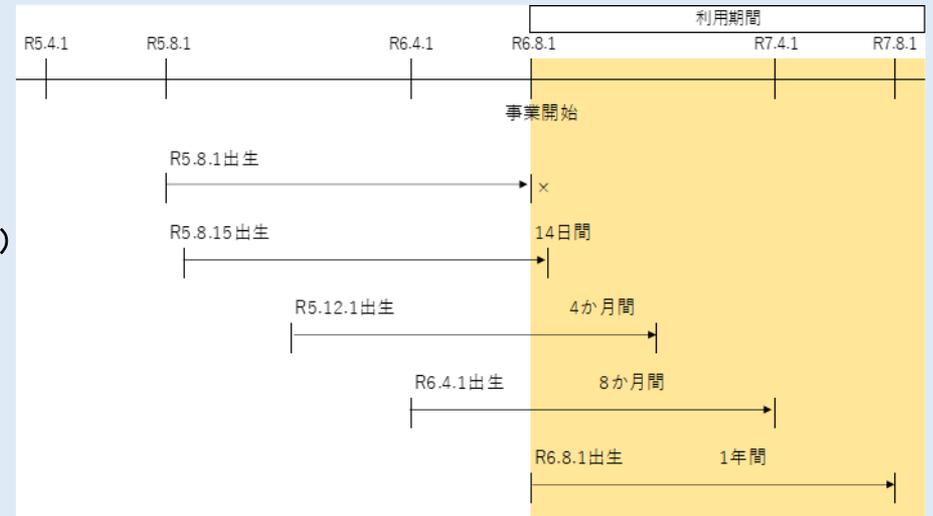
乳児を養育する家庭において家事代行サービスの利用を支援することで、育児への負担を軽減する。

3 事業概要

乳児を養育する家庭で希望があったものに対し、自宅における家事代行サービスを事業者へ委託し実施する。【令和6年8月開始予定】

- (1) 対象者 長崎市に住民票がある乳児
- (2) 利用者 家事代行サービスを利用する日に長崎市に住民票があり、対象者の乳児を養育するもの
- (3) 利用期間 1歳の誕生日の前日まで
- (4) サービス内容
 - ・清掃、調理、洗濯、買い物などの日常的な家事
 - (引っ越し、特殊な機器等を用いたハウスクリーニング等は対象外)
 - ・1回あたりスタッフ1名が訪問し2時間で実施予定
- (5) 利用回数等
 - ・1人の乳児に対し 6回まで(双子は12回まで)
 - ・1日に1回の利用とする
- (6) 利用者負担額 1回あたり 500円
- (7) 利用見込件数 1,380件(2,300人×6回×10%)

(参考) 出生日と利用期間



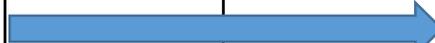
(7) 事業費 9,551千円

【事業費内訳】

(単位:千円)

| 項目 | 予算額 | 主な内容 |
|-----|-------|------------------------------|
| 報酬 | 149 | 会計年度任用職員 7,840円×19日 |
| 旅費 | 9 | 会計年度任用職員 460円×19日 |
| 委託料 | 8,970 | 6,500円×1,380件(2,300人×6回×10%) |
| 需用費 | 50 | 用紙代等 |
| 役務費 | 373 | クーポン配布等 |
| 合計 | 9,551 | |

4 スケジュール

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月～ |
|-------------|---|--|---|---|---|
| 事業者募集 |  | ... | | | |
| 事業者登録 | |  | ... | | |
| 市民への周知 | | |  | ... | |
| 対象者へクーポンを送付 | | | |  | |
| 事業開始 | | | | |  |

5 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|-------------|---------|---------|---------|-------------|---------|
| | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他※ | 一般財源 |
| 千円 9,551 | 千円 - | 千円 - | 千円 - | 千円 9,551 | 千円 - |

※ こども基金

| 予算説明書 | | | | | 事業名 | 予算額 |
|---------|----------|------------|------------------|-----|----------|----------|
| ページ | 款 | 項 | 目 | 番号 | | |
| 170～171 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 1 児童福祉 総務費 | 8-5 | 子育て短期支援費 | 2,762 千円 |

1 現状と課題

児童を養育している保護者が育児疲れや疾病、仕事等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となったとき、児童福祉施設等（以下、実施施設）においてその児童の養育等を行っている。

- | | |
|------|---|
| 支援内容 | (1) 短期入所生活援助(ショートステイ)事業 該当児童を児童福祉施設に宿泊させ、その児童の養育等を行う。 |
| | (2) 夜間養護(トワイライトステイ)事業 該当児童を夜間のみ児童福祉施設に通所させ、その児童の養育等を行う。(宿泊を伴う場合は短期入所生活援助事業対象。) |

| 現在の委託施設 | 対象年齢 |
|--------------------------------------|--------------------------|
| 社会福祉法人 明星会 児童養護施設 明星園 | 1歳～18歳未満 |
| 社会福祉法人 うみのほし会 児童養護施設 浦上養育院 | 1歳～18歳未満 |
| 社会福祉法人 南山手会 児童養護施設 マリア園 | 1歳～18歳未満 |
| 社会福祉法人 光と緑の園 (大村市) 乳児院 児童養護施設 向陽寮 | 乳児院0～2歳未満 向陽寮2歳～18歳未満 |
| ファミリーホーム バオバブの家 | 乳児 |

当該事業の利用者から、児童と一緒に入所する中で児童との関わり方や養育方法について相談したいという要望があっているなか、国の制度として、支援が必要な家庭を親子で短期入所させる事業が追加されている。また、ショートステイ等の利用にあたり、児童を送迎する時間がないことを理由にサービスが利用できないといった相談が増える。

2 対応方針

親子で入所が可能となるよう事業拡大する。また、実施施設職員による児童の送迎が可能となるよう事業拡大する。

3 事業概要

①(継続)短期入所生活援助(ショートステイ)事業【事業費:2,406,050円】

該当児童を児童福祉施設に宿泊させ、その児童の養育等を行う。

【費用負担一覧】

単位:円

| 区 分 | 1日あたりの費用 | 費用負担 | | 令和6年度 (件数) | 令和5年度 R6.1月時点 (件数) | |
|----------------------|----------|--------|-------|---------------|--------------------------|-----|
| | | 保護者負担額 | 市負担額 | | | |
| 生活保護世帯及び 支援給付受給世帯 | 2歳未満の児童 | 10,700 | 0 | 10,700 | 12 | 2 |
| | 2歳以上の児童 | 5,500 | 0 | 5,500 | 343 | 293 |
| 市町村民税 非課税世帯等 | 2歳未満の児童 | 10,700 | 1,100 | 9,600 | 2 | 4 |
| | 2歳以上の児童 | 5,500 | 1,000 | 4,500 | 67 | 39 |
| 一般世帯 | 2歳未満の児童 | 10,700 | 5,350 | 5,350 | 7 | 4 |
| | 2歳以上の児童 | 5,500 | 2,750 | 2,750 | 12 | 7 |

②(継続)夜間養護(トワイライトステイ)事業【事業費:1,200円】

該当児童を夜間のみ児童福祉施設に通所させ、その児童の養育等を行う。(宿泊を伴う場合は短期入所生活援助事業対象。)

【費用負担一覧】

単位:円

| 区 分 | 1日あたりの 費用 | 費用負担 | | 令和6年度 (件数) | 令和5年度 R6.1月時点 (件数) |
|------------------|--------------|--------|-------|---------------|--------------------------|
| | | 保護者負担額 | 市負担額 | | |
| 生活保護世帯及び支援給付受給世帯 | 1,500 | 0 | 1,500 | 0 | 0 |
| 市町村民税非課税世帯等 | 1,500 | 300 | 1,200 | 1 | 0 |
| 一般世帯 | 1,500 | 750 | 750 | 0 | 0 |

③(拡大)親子入所等支援【事業費:335,300円】

保護者の育児疲れ等のケアとあわせて、子どもの養育方法や関わり方について支援が必要な親子を短期入所させ支援を行う。

1日単価:9,580円

| 1日単価(円) | 日数 | 件数 | 合計日数 | 合計(円) |
|---------|----|----|------|---------|
| 9,580 | 7 | 5 | 35 | 335,300 |

※件数については、支援を行っている家庭のうち利用の可能性のある家庭数で算定。

④(拡大)実施施設と通学時等の児童の付き添いの実施【事業費:18,600円】

1日単価:1,860円

| 1日単価(円) | 件数 | 合計(円) |
|---------|----|--------|
| 1,860 | 10 | 18,600 |

※件数については、令和4年度～令和5年度現在における相談数に基づく。

事業費の合算額

単位:円

| ショートステイ | トワイライト | 親子入所 | 児童の付き添い | 合計 |
|-----------|--------|---------|---------|---------------------|
| 2,406,050 | 1,200 | 335,300 | 18,600 | 2,761,150 (2,762千円) |

4 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|-------------|-----------|-----------|-----|-----|-----------|
| | 国庫支出金※1 | 県支出金※2 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 千円 2,762 | 千円 920 | 千円 920 | 千円 | 千円 | 千円 922 |

※1 子ども・子育て支援交付金 国庫補助率 1/3

※2 子ども・子育て支援交付金 県補助率 1/3

予算説明書

事業名

予算額

ページ 款 項 目 番号

170～171 3 2 1 8-6
 民生費 児童福祉費 児童福祉 総務費

病児・病後児保育費

千円
 141,714

1 現状と課題

【現状】ピーク時には6施設あった病児・病後児保育事業施設は、令和元年6月末及び令和5年3月末に閉鎖し現在は4施設となった。

【課題】病児・病後児保育事業の拡充について、市民要望が多いため、提供体制の充実・拡充を早急に取り組む必要がある。市内の小児科を有する医療機関等による事業参加が見込めないため、保育施設を活用した病児・病後児保育施設の実施を行う必要がある。

2 対応方針

新たに病児・病後児保育事業の実施意向があった4つの保育施設において、保育施設内での病児・病後児保育事業を実施することで、既存施設4施設と合わせて合計8施設で病児・病後児保育事業を実施する。

3 事業概要

保護者の就労等により、病気又は病気回復期の児童を家庭で保育できない場合に、その児童を一時的に保育することで、仕事と子育ての両立支援など安心して子育てができる環境を整備し、児童福祉の向上を図る。

(1) 対象施設(8施設【既存4施設+新設(予定)4施設】)

令和6年度から保育施設併設の施設を4施設増やし、医療機関内併設4施設、保育施設内併設4施設とし合計8施設により病児・病後児保育事業を実施する。

| | | | |
|------|---------------------|----------------|--------------------------------------|
| 既存施設 | ふくだこどもクリニック【江戸町】 | 新設 予定 施設 | 森の風保育園【深堀町】 |
| | 中山小児科クリニック【本原町】 | | 幼保連携型認定こども園 さくら幼稚園・さくらんぼ保育園【新小が倉2丁目】 |
| | かき道ビノキオこども園【かき道3丁目】 | | 幼保連携型認定こども園 愛宕ビノキオこども園【愛宕4丁目】 |
| | りゅうキッズクリニック【滑石2丁目】 | | 認定こども園 キンダーフィールド【坂本1丁目】 |

(2) 利用確保数(1日定員×開所日数)

R5年度:6,315人 ⇒ R6年度:10,235人

(3) 利用実績

| | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 年度 | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
| 延べ利用人数 | 5,763 | 2,245 | 3,449 | 2,806 | ※ 3,771 |

※令和5年度は12月までの実績から年間利用見込人数を算出

4 予算額

予算額：141,714千円

(1) 施設別内訳

(単位：千円)

| | 施設名 (年間利用確保数 _(定員×開所日数)) | ①基本分 | ②加算分 | ③減免 加算分 | ④保険料 | ⑤普及定 着促進費 | ①～⑤の 合計 |
|--------------|--|--------|--------|------------|--------|--------------|------------|
| 既存施設 | 病児保育「クローバー」 (729人) | 8,443 | 4,000 | 57 | 56 | — | 12,556 |
| | 病児保育室「あおむし」 (1,176人) | 8,443 | 5,000 | 71 | 57 | — | 13,571 |
| | 病児保育にこにこルーム (1,764人) | 8,443 | 11,000 | 157 | 58 | — | 19,658 |
| | 中央橋こどもデイケア 「あひるっこルーム」(2,646人) | 8,443 | 20,900 | 301 | 61 | — | 29,705 |
| | 既存施設計(6,315人) | 33,772 | 40,900 | 586 | 232 | — | 75,490 |
| 新設予定施設 | 森の風保育園併設 (980人) | 8,443 | 4,000 | 57 | 56 | 4,000 | 16,556 |
| | 幼保連携型認定こども園 さくら幼稚園・さくらんぼ保育園併設(980人) | 8,443 | 4,000 | 57 | 56 | 4,000 | 16,556 |
| | 幼保連携型認定こども園 愛宕ピノキオこども園併設(980人) | 8,443 | 4,000 | 57 | 56 | 4,000 | 16,556 |
| | 認定こども園 キンダーフィールド併設(980人) | 8,443 | 4,000 | 57 | 56 | 4,000 | 16,556 |
| | 新設計(3,920人) | 33,772 | 16,000 | 228 | 224 | 16,000 | 66,224 |
| 合 計(10,235人) | 67,544 | 56,900 | 814 | 456 | 16,000 | 141,714 | |

4 予算額

(2) 積算内訳

① 基本分 … 1箇所当たり年額 8,443,000円

② 加算分 … 年間延べ利用児童数に応じた加算

| 年間延べ利用児童数 | 基準額 (1か所当たり年額) | 施設名 |
|-------------------|-------------------|---------------|
| 50人以上 100人未満 | 1,000,000円 | |
| [略] | [略] | |
| 300人以上 400人未満 | 4,000,000円 | クローバー※、新設4施設※ |
| 400人以上 500人未満 | 5,000,000円 | あおむし※ |
| [略] | [略] | |
| 1,000人以上 1,100人未満 | 11,000,000円 | にこにこルーム※ |
| [略] | [略] | |
| 2,000人以上 2,200人未満 | 20,900,000円 | あひるっこルーム※ |
| [略] | [略] | |
| 3,800人以上 4,000人未満 | 38,000,000円 | |

※ 年間延べ利用見込児童数（新設予定施設4施設は6月に開設した場合）による

③ 減免加算分 … 生活保護法による被保護者世帯、市町村民税非課税世帯の利用時の加算
1人につき2,000円

④ 保険料 … 前年の1日あたりの平均利用児童数による
1人まで 55,450円
2人まで 56,300円
3人まで 57,150円
4人まで 58,000円（5人以上となる場合は、児童1人につき1,000円を加算する）

⑤ 普及定着促進費（開設準備経費）…事業開始にあたって必要となる経費（空調設備・洗面台の整備等に要する改修費、カーペットなどの備品購入や地域住民への広報周知に要する経費等）
1か所当たり上限4,000,000円（病児・病後児保育施設開設時のみ）

5 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|---------------|--------------|--------------|---------|--------------|---------|
| | 国庫支出金※1 | 県支出金※2 | 地方債 | その他※3 | 一般財源 |
| 千円 141,714 | 千円 47,086 | 千円 47,086 | 千円 - | 千円 47,542 | 千円 - |

※1 子ども・子育て支援交付金 国庫補助率 事業費のうち④保険料を除く(141,258千円)の1/3

※2 子ども・子育て支援交付金 県補助率 事業費のうち④保険料を除く(141,258千円)の1/3

※3 こども基金

6 各施設の位置関係



| 予算説明書 | | | | | 事業名 | 予算額 |
|---------|----------|------------|------------------|-----|---------------------------|---|
| ページ | 款 | 項 | 目 | 番号 | | |
| 170～171 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 1 児童福祉 総務費 | 8-9 | 認可外保育施設第2子以降 保育料無償化給付費 | 千円 33,160 |
| 172～173 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 2 児童措置費 | 1-1 | 民間保育所等施設型給付費 | 15,120,013 (うち第2子以降保育料無償化分) 142,719 |

1 現状と課題

【現状】

子育て家庭を対象としたアンケートなどでは、子育てにお金がかかり、経済的不安を感じている人が多い。

【課題】

子育て世帯への経済的支援について、効果的な取組みを行い、子どもを産み・育てやすい環境を整える必要がある。

2 対応方針

同一世帯で同時に入所する第2子以降の保育料を無償化する。

3 事業概要

同一世帯から2人以上の子どもが保育所、認定こども園及び小規模保育事業所を同時利用する場合の第2子の保育料を令和6年度から無償とするもの。

ただし、市民税所得割97,000円未満の世帯は、18歳以下の子どもから第1子とカウントして第2子の保育料を無償化する。

※認可外保育施設の保育料も同様(保育の必要性が必須)

| 施設類型 | 事業費等 | 対象見込み人数 | | 所要額 | |
|---------|------------------------------------|---------|----------|-----------|-------------|
| 認可保育施設 | 民間保育所等施設型給付費(認定こども園) 【歳出の増】 | 656人 | 計 1,501人 | 142,719千円 | 計 324,131千円 |
| | 民間保育所、市立保育所・認定こども園(保育料の減収分) 【歳入の減】 | 845人 | | 181,412千円 | |
| 認可外保育施設 | 認可外保育施設第2子以降保育料無償化給付費 【歳出の皆増】 | 135人 | 135人 | 33,160千円 | 33,160千円 |
| 合計 | | 1,636人 | | 357,291千円 | |

3 事業概要

歳出

ア 民間保育所等施設型給付費【142,719千円】

民間の認定こども園で徴収している保育料について、第2子以降の保育料の無償化を実施することにより、各施設が対象者から徴収する保育料が減額となるため、減額分を施設型給付費で給付するもの。

(ア) 民間認定こども園: 142,719千円(対象者: 656人)

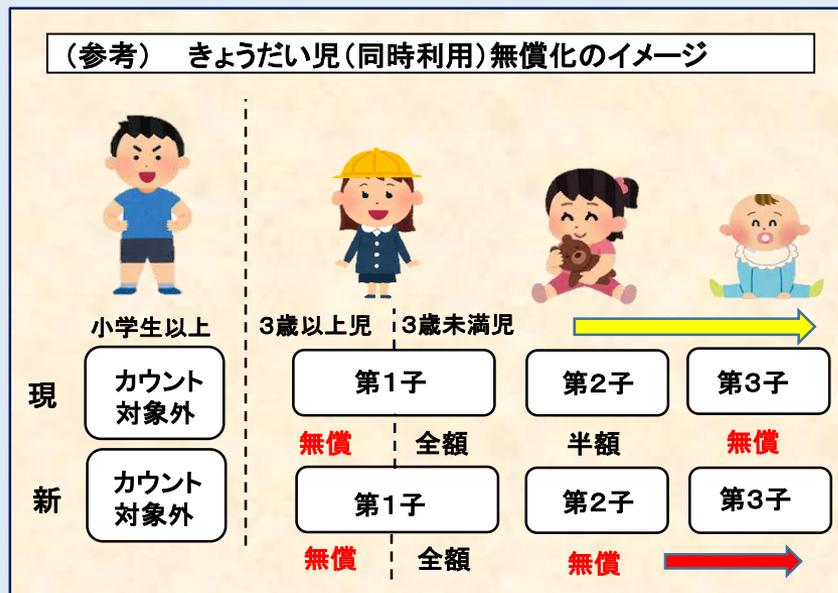
イ 認可外保育施設第2子以降保育料無償化給付費【33,160千円】

認可外保育施設を利用している第2子以降の保育料(月額29,000円を上限 ※)を無償化するために、対象児童の保護者に償還払いで給付するもの。

(ア) 認可外保育施設: 29,160千円(対象者: 135人)

(イ) 給付に係る審査業務委託料: 4,000千円

※保育料の最高設定額の半額とするもの



(参考) 歳入

(単位: 千円、人)

| 款 | 項 | 目 | 種別 | 予算額 | 対象者数 |
|----------|-----|--------|-------------------------|----------|------|
| 14 | 1 | 1 | 保育料 (民間保育所) | ▲174,134 | 809 |
| 分担金及び負担金 | 負担金 | 民生費負担金 | | | |
| 15 | 1 | 2 | 保育料 (市立保育所・市立認定こども園) | ▲7,278 | 36 |
| 使用料及び手数料 | 使用料 | 民生使用料 | | | |
| 合計 | | | | ▲181,412 | 845 |

※保育料の減収について

本市が徴収している民間保育所、市立保育所・市立認定こども園の保育料のうち、これまで第2子半額の適用を受けていた児童の保育料を無償化することに伴い、令和6年度の歳入予算において無償化分を減算して計上するもの。

なお、民間の認定こども園の保育料は、各施設で徴収している。

4 財源内訳

| 事業名 | 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|----------------------------------|--------------|---------|---------|---------|---------|--------------|
| | | 国庫支出金※ | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 認可外保育施設第2子以降 保育料無償化給付費 | 千円 33,160 | 千円 — | 千円 — | 千円 — | 千円 — | 千円 33,160 |
| 民間保育所等施設型給付費 (うち第2子以降保育料無償化分) | 142,719 | 142,719 | — | — | — | — |

※ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金(国10/10)

予算説明書

事業名

予算額

ページ 款 項 目 番号

| | | | | | | |
|---------|----------|------------|------------------|------|--------------------|----------------------|
| 170～171 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 1 児童福祉 総務費 | 8-13 | 民間保育所等副食費 支援補助金 | 28,027 ^{千円} |
|---------|----------|------------|------------------|------|--------------------|----------------------|

1 現状と課題

【現状】

原油価格・物価高騰の影響で、民間保育所等の副食（おかず）における食材費が上昇している。

【課題】

保護者負担額を増額することなく、これまでと同等の栄養バランスや量を保った給食の提供が求められる。

2 対応方針

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、民間保育所等に対して原油価格・物価高騰の影響による副食費の上昇額を補助する。

3 事業概要

原油価格・物価高騰の影響で、民間保育所等の副食（おかず）における食材費が上昇している中、保護者負担額を増額することなく、これまでと同等の栄養バランスや量を保った給食の提供を図るため、民間保育所等に対して、食材費の上昇分を補助する。

(1) 対象施設 174施設

【内訳】 保育所66施設、認定こども園56施設、幼稚園10施設、小規模保育事業所1施設
認可外保育施設（居宅訪問型を除く）41施設

(2) 食材費の上昇額

ア 1号認定子ども：251円

イ 2号認定子ども：324円 ※3号認定子どもについては、食材費は上昇しておらず補助対象外

(3) 補助対象期間

ア 1号認定子ども：令和6年4月から令和7年3月まで ※8月は夏休みのため対象期間から除く

イ 2号認定子ども：令和6年4月から令和7年3月まで

(4) 食材費の上昇額の考え方

上昇額については、市立の保育所等において必要な栄養量を確保しつつ、献立や食材の見直しを行った令和5年9月から12月までの平均上昇額を適用する。 【単位：円】

| 認定種別 | 令和5年 9月 | 令和5年 10月 | 令和5年 11月 | 令和5年 12月 | ①平均 | ②市立の保育 所等における 副食費 | 上昇額 (①－②) |
|---------|------------|-------------|-------------|-------------|-------|-------------------------|--------------|
| 1号認定子ども | 3,248 | 3,374 | 3,145 | 3,160 | 3,231 | 2,980 | 251 |
| 2号認定子ども | 5,275 | 5,577 | 5,252 | 5,193 | 5,324 | 5,000 | 324 |

4 予算額

予算額 28,027千円

| 施設別 | 認定種別 | ①延入所児童見込数 (人) ※ | ②副食費上昇額 (円) | 予算額 (円) (①×②) |
|----------|---------|--------------------|----------------|------------------|
| 保育所 | 2号認定子ども | 33,258 | 324 | 10,775,592 |
| 認定こども園 | 1号認定子ども | 18,616 | 251 | 4,672,616 |
| | 2号認定子ども | 31,983 | 324 | 10,362,492 |
| 幼稚園 | 1号認定子ども | 6,163 | 251 | 1,546,913 |
| 小規模保育事業所 | 2号認定子ども | 60 | 324 | 19,440 |
| 認可外保育施設 | 2号認定子ども | 2,004 | 324 | 649,296 |
| 合計 | | 92,084 | | 28,026,349 |

※ 1号認定子どもは、令和6年4月から令和7年3月までの延入所児童見込数（夏休み期間（8月）を除く）
2号認定子どもは、令和6年4月から令和7年3月までの延入所児童見込数

5 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|--------------|--------------|---------|---------|---------|---------|
| | 国庫支出金※ | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 千円 28,027 | 千円 28,027 | 千円 - | 千円 - | 千円 - | 千円 - |

※ 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（単独） 国庫補助率 10/10

(参考)

| 認定種別 | 定義 |
|-------------------|---|
| 1号認定子ども (教育利用) | 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、幼稚園又は認定こども園における教育を受けるもの。 |
| 2号認定子ども (保育利用) | 満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等を理由に家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所又は認定こども園における保育を受けるもの。 |
| 3号認定子ども (保育利用) | 満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の就労等を理由に家庭において必要な保育を受けることが困難であり、保育所又は認定こども園における保育を受けるもの。 |

予算説明書

| 予算説明書 | | | | | 事業名 | 予算額 |
|---------|----------|------------|------------------|------|--------------------|---------------|
| ページ | 款 | 項 | 目 | 番号 | | |
| 170～171 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 1 児童福祉 総務費 | 8-14 | 保育士等サポート事業費 補助金 | 千円 216,535 |

1 現状と課題

【現状】保育士の労働環境に関して、寝具の準備・片づけなどの、子どもとは接しない業務に時間と人員が割かれている状況がある。

【課題】研修会やアンケートにおいて「休憩時間の確保が難しい」、「保育以外の雑務的な仕事が多く、本来の保育士の業務に時間を割けない」といった意見が多く、保育士のサポートを行える人員が求められている。

2 対応方針

- ・施設が子どもと接する業務のサポートや、その他の付随する作業補助を行える保育補助者等を雇用することで、保育士の業務負担を軽減し、保育士本来の子どもと向き合った保育の実践により保育の質の向上を図る。
- ・国の補助制度を活用し、保育士の補助を行う保育補助者や、保育の周辺業務を行う保育支援者を雇用する施設に対し、雇用に要する経費の補助を行う。

3 事業概要

保育士の補助を行う保育補助者や、保育の周辺業務を行う保育支援者を雇用する施設に対し、雇用に要する経費の補助を行う。
なお、施設側は各施設の状況に応じて、次のいずれか一つを選択して申請する。

(1) 保育補助者雇上強化事業

- ア 対象施設 58施設 【内訳】保育所22施設、認定こども園35施設(うち幼稚園型5施設)、小規模保育事業所1施設
- イ 事業内容 「保育補助者」を雇用する事業(想定される主な業務：保育士のサポート(子どもと接する業務の補助))
- ウ 保育補助者の要件
 - (ア)現に保育士として就業していない保育士(【新規要件】潜在保育士の再就職支援)
 - (イ)保育に関する40時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識・技能があると市が認めた者

(2) 保育体制強化事業

- ア 対象施設 36施設 【内訳】保育所28施設、認定こども園8施設(うち幼稚園型2施設)
- イ 事業内容 「保育支援者」を雇用する事業(想定される主な業務：寝具の準備、衛生用具の確認など保育の周辺業務)
- ウ 保育支援者の要件
 - (ア)保育士資格を有していない者であること

4 予算額

予算額：216,535千円

| | 定員 | 施設種別 | 予算額内訳 | | | | |
|---------------------------|------------|--------------------|-------|----------------|----------------|--------------|----------------|
| | | | 施設数 | 補助単価 (千円/年) | 金額(千円) (※2) | うち国費 (千円) | うち一般財源 (千円) |
| ア 保育補助者 雇上強化事業 (※1) | 121人 未満 | 保育所 | 19 | 2,309 | 42,731 | 32,048 | 10,683 |
| | | 認定こども園 (幼稚園型除く) | 17 | | 39,144 | 29,358 | 9,786 |
| | | 幼稚園型認定こども園 | 1 | | 2,309 | — (※3) | 2,309 |
| | | 小規模保育事業所 | 1 | | 2,309 | 1,731 | 578 |
| | 121人 以上 | 保育所 | 3 | 4,618 | 11,545 | 8,658 | 2,887 |
| | | 認定こども園 (幼稚園型除く) | 13 | | 57,725 | 43,293 | 14,432 |
| | | 幼稚園型認定こども園 | 4 | | 18,472 | — (※3) | 18,472 |
| 小計 | | | 58 | | 174,235 | 115,088 | 59,147 |
| イ 保育体制強化事業 (※1) | | 保育所 | 28 | 1,200 | 33,600 | 16,800 | 16,800 |
| | | 認定こども園 (幼稚園型除く) | 6 | | 6,300 | 3,150 | 3,150 |
| | | 幼稚園型認定こども園 | 2 | | 2,400 | — (※3) | 2,400 |
| 小計 | | | 36 | | 42,300 | 19,950 | 22,350 |
| 合計 | | | 94 | | 216,535 | 135,038 | 81,497 |

※1 国の補助名称を記載。「保育補助者雇上強化事業」は「保育補助者」を、「保育体制強化事業」は「保育支援者」をそれぞれ雇用する事業に対し、補助を行うもの

※2 所要額調査を実施し、その金額を参考に算出しているため、「補助単価×施設数」と一致しない

※3 国要綱により、幼稚園型認定こども園は国費補助対象外となっている

5 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|---------------|---------------|---------|---------|---------|--------------|
| | 国庫支出金※ | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 千円 216,535 | 千円 135,038 | 千円 - | 千円 - | 千円 - | 千円 81,497 |

※ 保育対策総合支援事業費補助金のうち、

- ・保育補助者雇上強化事業 国庫補助率 事業費153,454千円(幼稚園型除く)の3/4
- ・保育体制強化事業 国庫補助率 事業費39,900千円(幼稚園型除く)の1/2

| 予算説明書 | | | | | 事業名 | 予算額 |
|---------|----------|------------|------------------|------|----------------------|--------------|
| ページ | 款 | 項 | 目 | 番号 | | |
| 170～171 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 1 児童福祉 総務費 | 8-15 | 保育士等処遇改善推進事業費 補助金 | 千円 56,000 |

1 現状と課題

【現状】

国において保育士等の配置基準の見直しが行われることや、幼児教育・保育の質のさらなる向上が求められているなか、保育人材の確保が一層厳しい状況が見込まれる。

【課題】

保育士等の人材確保や離職防止を図っていくためには、保育の質の向上の観点から、給与面の処遇改善や資質向上のための研修等の充実に取り組んでいくことなどが必要である。

2 対応方針

給与面での処遇改善や、研修を機とした職場環境の改善に取り組み、保育士等が「働きがい」や「働きやすさ」を実感することで、保育士等の離職防止を図るため、県の新たな補助制度を活用して1人あたり年額2万円を支給する。

3 事業概要

- (1)対象施設 保育所、認定こども園（幼稚園型を除く）、小規模保育事業所、認可外保育施設
（いずれも公立を除く。）
- (2)対象職員 保育士（看護師等のみなし保育士を含む）、保育教諭、幼稚園教諭 ※非常勤職員を含む
- (3)補助額 1人あたり年額2万円を支給する。

支給対象者数 2,800人×年額 20,000円=56,000千円

【内訳】

| 施設種別 | 施設数 | 支給対象者数（人） |
|---------|-------|-----------|
| 保育所 | 66 | 1,358 |
| 認定こども園 | 幼保連携型 | 1,029 |
| | 保育所型 | 112 |
| 小規模保育施設 | 1 | 7 |
| 認可外保育施設 | 46 | 294 |
| 合計 | 160 | 2,800 |

- (4)補助の交付要件 ア～ウのうち、いずれかの園内研修等に取り組む施設

ア 別に定めるテーマ及び内容で実施する園内研修

イ 幼児教育アドバイザー等の派遣を受けて実施する園内研修

ウ 市が指定する園外研修を受講した保育士等が、その内容を園内で他の保育士等に伝達するために実施する研修

4 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|--------------|---------|--------------|---------|---------|---------|
| | 国庫支出金 | 県支出金※ | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 千円 56,000 | 千円 — | 千円 56,000 | 千円 — | 千円 — | 千円 — |

※ 長崎県学ぶ保育士等応援事業補助金（県10/10）

| 予算説明書 | | | | | 事業名 | 予算額 |
|---------|----------|------------|------------------|------|--------------------|-------------|
| ページ | 款 | 項 | 目 | 番号 | | |
| 170～171 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 1 児童福祉 総務費 | 8-16 | 子ども・子育て支援連携体制促進事業費 | 千円 3,420 |

1 現状(と課題)

- ・現在、子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を目指し、保健師等が専門的な見地からあらゆる相談・支援を行う利用者支援事業(母子保健型)を行っている。
 - ・しかし、少子化や核家族化が加速的に進み、子育て家庭が地域の中で安心して生活できるためには、利用者支援専門員*が身近な場所において当事者目線の寄り添い型の支援を実施する利用者支援事業(基本型)も併せて実施する必要がある。
- ※ 子ども・子育て支援法に基づく子育て支援員基本研修及び基本型専門研修を修了した者
- ・さらに、令和6年4月より市町村に設置を求められている「こども家庭センター」においても、妊産婦や子育て世帯、子どもが気軽に相談できる身近な相談機関である地域子育て相談機関を整備することとされている。

2 対応方針

- ・利用者支援専門員が中心となり、身近な場所で不安を抱える子育て家庭の相談に応じ、各家庭の実情に応じた適切なサービスや事業を地域のなかで利用できるよう、地域の中で子育て支援を行う機関や団体等とのネットワークづくりを推進し、地域の実態に沿った連携体制を実践しながら構築する。
- ・既存のネットワークを活用できる民間団体へ委託し継続して実施する。

3 事業概要

(1) 委託先：NPO法人インフィニティー

(2) 実施内容

ア 各地域に応じたネットワークづくり

利用者支援専門員が中心となり、地域連携推進のための会議を定期的に行い顔の見える関係づくりを展開。

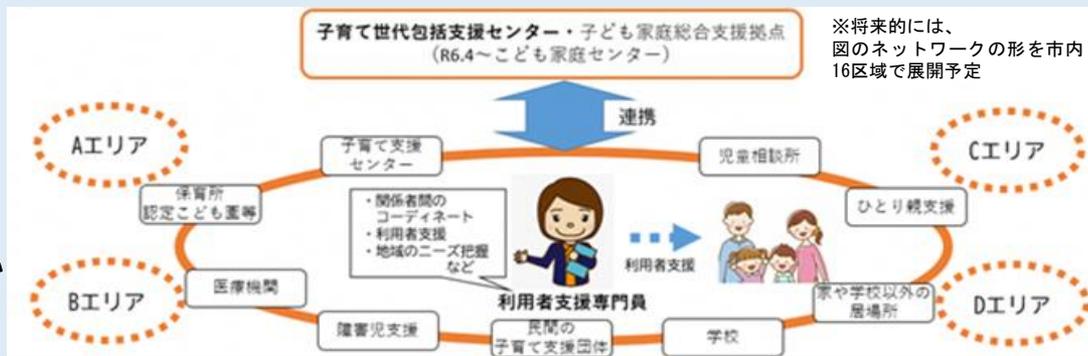
イ 地域の身近な相談場所での利用者支援

身近な相談場所で不安を抱える子育て家庭の相談に応じ、実情に応じた適切なサービスや事業へつなげるなどの寄り添い型の支援を実施。子育て家庭にわかりやすい広報・啓発活動を実施。

※R5年度は、市内の2地区(小島・大浦・梅香崎地区/西浦上・三川地区)で実施。令和6年度も同地区で引き続き関係づくりを強化する。

※委託期間：進捗に応じてR5年度～最大3か年実施予定

(イメージ図)



(3) 事業費内訳

(単位：千円)

| 項目 | 予算額 | 主な内容 |
|-----|-------|--------------|
| 委託料 | 3,420 | 利用者支援専門員の報酬等 |

4 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|-------------|-------------|---------|---------|---------|---------|
| | 国庫支出金 ※ | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 千円 3,420 | 千円 3,420 | 千円 — | 千円 — | 千円 — | 千円 — |

※ 子ども・子育て支援事業費補助金 国庫補助率10/10

| 予算説明書 | | | | | 事業名 | 予算額 |
|---------|----------|------------|------------------|-----|------------|-----------------|
| ページ | 款 | 項 | 目 | 番号 | | |
| 170~171 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 1 児童福祉 総務費 | 9-1 | 放課後児童健全育成費 | 千円 1,836,051 |

1 事業目的

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後や土曜日、長期休業期間等に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

2 事業内容

(1)放課後児童クラブへの補助 1,830,401千円

ア 子ども・子育て支援交付金分 1,707,531千円

※網掛けは国の令和5年度基準額改正による変更分

| 区分 | 補助対象 支援の単位数 | 予算額 (千円) | 内 容 |
|------------|----------------|-------------|--|
| 運営費 基本額 | 173 | 781,560 | <p>運営費基本額 250日以上開所する放課後児童クラブ(以下「クラブ」という。)の運営費の一部を補助 (運営に要する放課後児童支援員の人件費、事務費等の経費に対する補助)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童の数が1~19人の支援の単位 2,558千円-(19人-児童数)×29千円 (旧単価2,554千円) ・児童の数が20~35人の支援の単位 4,734千円-(36人-児童数)×26千円 (旧単価4,676千円) ・児童の数が36~45人の支援の単位 4,734千円 (旧単価4,676千円) ・児童の数が46~70人の支援の単位 4,734千円-(児童数-45人)×69千円 (旧単価4,676千円) ・児童の数が71人以上の支援の単位 2,917千円 |

2 事業内容

| 区分 | 補助対象 支援の単位数 | 予算額 (千円) | 内 容 |
|------------|----------------|-------------|---|
| 運営費 加算分 | 164 | 97,318 | 開所日数加算 土曜日に開所(8時間以上)するクラブの250日を超える日の運営費の一部を補助 (年間開所日数-250日)×19千円 |
| | 168 | 77,006 | 長時間開所加算 平日は6時間を超え、かつ18時を超えて、長期休暇等は8時間を超えて開所するクラブに延長時間の運営費の一部を補助 <ul style="list-style-type: none"> ・平日分:「1日6時間を超え、かつ18時を超える時間の年間平均時間数」×409千円 (旧単価407千円) ・長期等:「1日8時間を超える時間の年間平均時間」×184千円 (旧単価183千円) ・長期休暇支援加算 長期休暇中に支援の単位を新たに設けて運営する場合に運営費の一部を補助 (上記要件に該当する開所日数)×19千円 |
| 環境改善事業 | 9 | 6,902 | 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な設備の整備・修繕及び備品の購入・開所準備に必要な経費に対する補助及び既存の放課後児童健全育成事業を実施している場合における設備の更新等に必要な設備の整備及び備品の購入に対する補助 <ul style="list-style-type: none"> ・開所準備経費を含まない場合:基準額1,000千円 ・開所準備経費を含む場合:基準額1,600千円 |
| 設置促進事業 | 2 | 24,000 | 放課後児童健全育成事業を新たに実施するために必要な建物の改修、設備の整備・修繕、備品の購入に対する補助 基準額12,000千円 |

2 事業内容

| 区分 | 補助対象 支援の単位数 | 予算額 (千円) | 内 容 |
|--------|------------------|-------------|---|
| 障害児受入費 | 1 5 2 人 | 136 | 273,224 障害児を受け入れるために必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を配置するクラブに対する補助 基準額 2,009千円 (旧単価1,956千円) |
| | 3 人 以上 | 21 | 46,061 障害児を3人以上受け入れる場合、障害児受入推進事業による放課後児童支援員等の配置に加えて、受け入れ人数に応じて必要な専門的知識等を有する放課後児童支援員等を加配するクラブに対する補助 基準額 職員1名あたり2,000千円 (旧単価1,956千円) ア 3人以上5人以下受入の場合は、1名 イ 6人以上8人以下受入の場合は、2名 ウ 9人以上受入の場合は、3名 |
| 運営支援事業 | 27 | 38,524 | 学校敷地外の民家・アパート等を活用して新たに実施する場合に必要な賃借料及び移転に係る経費を補助(待機児童が既に存在している、または当該事業を実施しなければ、待機児童が発生する可能性がある状況にあることが条件。) ・賃借料補助 基準額 3,066千円 ・移転関連費用補助 基準額 2,500千円 |
| 送迎支援事業 | 5 | 1,102 | 学校敷地外で実施している場合に、児童の安全・安心を確保するため、授業終了後の学校からクラブへの移動時や、クラブから帰宅時に、バス等による送迎を行うことに対する補助 基準額 521千円 (旧単価507千円) |

2 事業内容

| 区分 | 補助対象 支援の単位数 | 予算額 (千円) | 内 容 |
|-------------------|----------------|-------------|---|
| 処遇改善等事業 | 119 | 190,258 | 家庭・学校等との連絡及び情報交換等の育成支援のいずれかに従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助 基準額 1,678千円 |
| | 12 | 35,522 | 上記の育成支援に加え、地域との連携、協力等のいずれかに従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用を含む当該常勤職員を配置するための追加費用及び、常勤職員以外の当該業務に従事する職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助 基準額 3,158千円 |
| 小規模クラブ 支援事業 | 4 | 2,500 | 19人以下の小規模なクラブに放課後児童支援員等を複数配置する場合に運営費の一部を補助 基準額 625千円（旧単価608千円） |
| キャリアアップ 処遇改善事業 | 109 | 62,377 | 放課後児童支援員等に対し、経験年数や研修実績に応じた処遇改善を行う場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助 (1)放課後児童支援員を配置した場合 1人あたり 131千円 (2)経験年数5年以上かつ市長が認める研修を受講した者を配置した場合 1人あたり 263千円 (3)経験年数10年以上かつ市長が認める研修を受講した者で事業所長的立場にある者を配置した場合 1人あたり 394千円 基準額 (1)～(3)の上限額 919千円 |

2 事業内容

| 区分 | 補助対象 支援の単位数 | 予算額 (千円) | 内 容 |
|--------------------------|----------------|-------------|---|
| 月額 9,000円相当 処遇改善事業 | 163 | 70,844 | クラブの職員に対し、3%程度(月額9,000円相当)の賃金改善を行う場合に、職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助 基準額 1人あたり月額11千円 (ただし、勤務時間等により異なる) |
| 対応 要支援児童等 推進事業 | 3 | 333 | クラブにおける要支援児童等の対応や関係機関との連携強化等の業務を行う職員の配置に必要な経費に対する補助 基準額 1,330千円 (旧単価1,295千円) |

イ 市単独補助分 122,870千円

| 区分 | 補助対象 支援の単位数 | 予算額 (千円) | 内 容 |
|-------|----------------|-------------|--|
| 家賃等補助 | 19 | 18,450 | 家賃等補助 クラブ施設としての借家に係る家賃に対する補助 ※既に交付を受けているクラブに限る。 100千円(月額上限) (月額が100千円を超える場合は、近隣の家賃額を調査及び勘案し、補助額を決定) |
| | | | 施設整備借入金償還金補助 クラブ施設の整備費に係る借入金償還金に対する補助 ※既に交付を受けているクラブに限る。 100千円(月額上限) |
| | | | 施設補修費補助 自己所有するクラブ施設の補修費に対する補助 300千円(年額上限) |

2 事業内容

| 区分 | 補助対象 支援の単位数 | 予算額 (千円) | 内 容 |
|----------------------------|----------------|-------------|--|
| 利 用 料 減 免 費 | 173 | 52,320 | ひとり親家庭等減免費 ひとり親又は兄弟で利用する世帯等で要件を満たす児童の利用料をクラブが減免した経費に対する補助 基準額 児童1人当たり 4千円(月額上限) |
| | | 1,632 | 傷病による生活保護受給世帯減免費 傷病が理由の生活保護受給世帯の児童がクラブを利用する場合の利用料について、クラブが減免した経費に対する補助 基準額 児童1人当たり 8千円(月額上限) |
| | | 31,152 | 就学援助受給世帯減免費 就学援助受給世帯の児童がクラブを利用する場合の利用料について、クラブが減免した経費に対する補助 基準額 児童1人当たり 4千円(月額上限) |
| | | 19,316 | 長期休暇分利用料減免費 ひとり親等世帯、傷病による生活保護受給世帯及び就学援助受給世帯の児童がクラブを利用する場合の長期休暇に係る利用料増額分についてクラブが減免した経費に対する補助 基準額 児童1人当たり(各季上限) 春休み 3千円 夏休み 6千円 冬休み 2千円 |

2 事業内容

(2)放課後児童クラブ支援員の研修 1,483千円

放課後児童クラブ支援員等の資質向上を目的として研修会を開催する。

・8回予定(救急法、障害児等研修 等)

(3)その他経費 4,167千円

・施設修繕費 3,256千円

・会計年度任用職員報酬 534千円

・備品購入等 377千円

3 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|-----------|---------|---------|-----|-------|---------|
| | 国庫支出金※1 | 県支出金※2 | 地方債 | その他※3 | 一般財源 |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1,836,051 | 569,916 | 569,175 | — | 2 | 696,958 |

※1 子ども・子育て支援交付金 国庫補助率 事業費(1,707,531千円)の1/3

子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国庫補助金 国庫補助率 事業費(1,483千円)の1/2

※2 子ども・子育て支援交付金 県補助率 事業費(1,707,531千円)の1/3

※3 保険料個人負担金(2千円)

※参考:放課後児童クラブの状況

| | R3 ※5/1現在 | R4 ※5/1現在 | R5 ※5/1現在 | R6 ※見込み | 増減 (R6-R5) |
|----------------|--------------|--------------|--------------|------------|---------------|
| クラブ数 | 94 | 95 | 94 | 94 | ±0 |
| 支援の単位 | 166 | 169 | 169 | 173 | (増)4単位 |
| 登録児童数 | 6,330 | 6,606 | 6,588 | 6,730 | (増)142人 |
| (参考) 小学校児童数 | 18,443 | 18,165 | 17,762 | — | — |
| (参考) 利用率 | 34.3% | 36.4% | 37.1% | — | — |

予算説明書

事業名

予算額

ページ 款 項 目 番号

| | | | | | | |
|---------|----------|------------|------------------|------|----------------------------|--------------|
| 170~173 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 1 児童福祉 総務費 | 13-1 | 【単独】児童福祉等設備整備 事業費 あぐりの丘 | 千円 25,300 |
|---------|----------|------------|------------------|------|----------------------------|--------------|

1 事業目的

あぐりの丘からの排水については、合併処理浄化槽により浄化し放流しているが、浄化槽で不純物の除去を行う膜分離ユニットが平成23年の取替から13年経過し耐用年数を超えていることから、設備を更新し、円滑に業務を行える環境を整えることで、あぐりの丘の適正な管理運営につなげるもの。

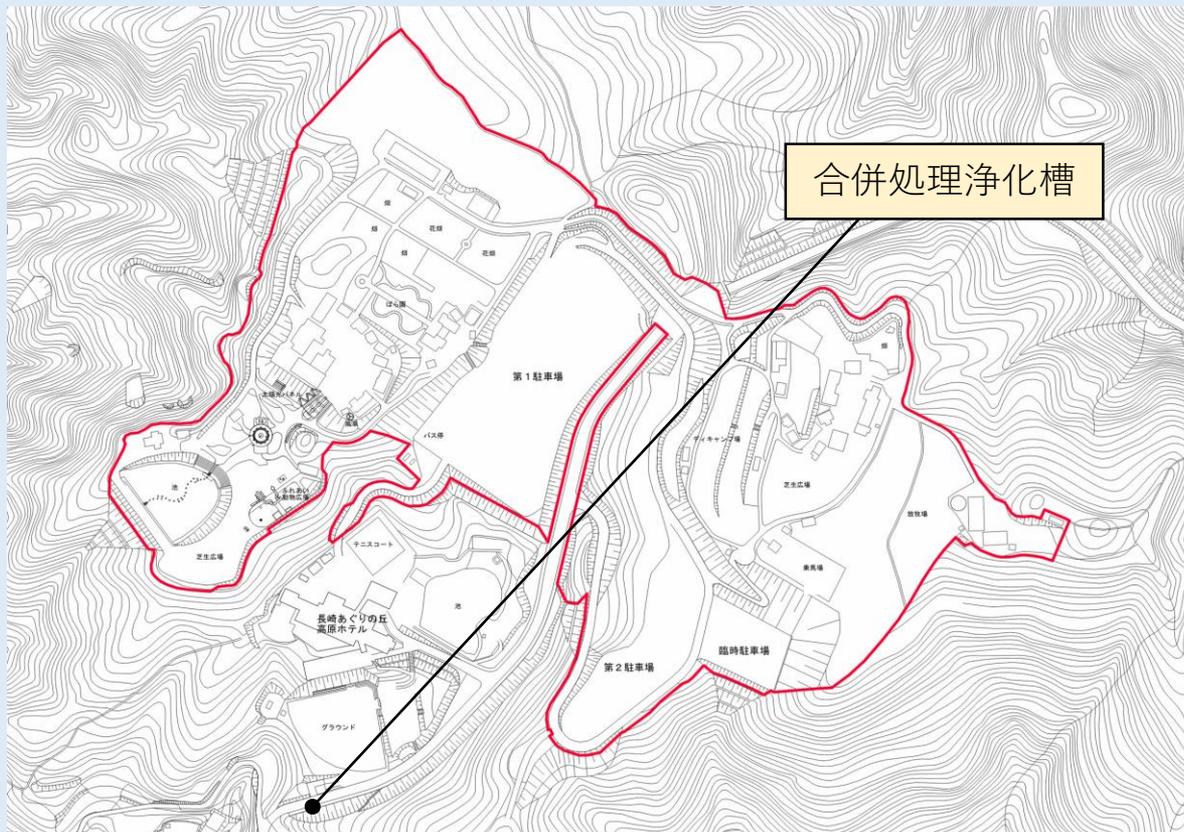
2 事業概要

- (1) 事業内容 合併処理浄化槽の膜分離ユニットの交換を行うもの
- (2) 事業費 25,300千円(膜分離ユニット取替 8㎡×2段膜×7本 784㎡)

浄化槽現況



3 配置図



4 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|--------------|---------|---------|--------------|---------|-------------|
| | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債※ | その他 | 一般財源 |
| 千円 25,300 | 千円 — | 千円 — | 千円 18,900 | 千円 — | 千円 6,400 |

※ 一般単独事業債 充当率75%

| 予算説明書 | | | | | 事業名 | 予算額 |
|---------|----------|------------|------------|-----|-------|-----------------|
| ページ | 款 | 項 | 目 | 番号 | | |
| 172~173 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 2 児童措置費 | 3-1 | 児童手当費 | 千円 6,456,288 |

1 概要

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。
令和6年度は、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、制度の見直しが行われることから、所要の予算計上を行う。

2 事業内容

国のこども未来戦略において示された制度の見直し内容は次のとおり。

- (1) 時期 令和6年10月分の手当（令和6年12月支給分）から
- (2) 内容
- ・所得制限の廃止
 - ・支給期間の延長（中学生まで→高校生年代まで）
 - ・第3子以降に係る手当額の増額及び
第1子・第2子にカウントする対象年齢の引上げ（高校生年代 → 22歳年度末）
 - ・支払回数増（4か月に1回 → 2か月に1回）

| | 見直し前（令和6年9月分の手当まで） | 見直し後（令和6年10月分の手当から） |
|------|--|---|
| 支給対象 | 中学校終了までの児童 | 高校生年代までの児童 |
| 手当月額 | ・3歳未満 一律15,000円 | ・3歳未満 第1子、第2子 15,000円 第3子以降 30,000円 |
| | ・3歳～小学校終了まで 第1子、第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 | ・3歳～高校生年代 第1子、第2子 10,000円 第3子以降 30,000円 |
| | ・中学生 一律10,000円 | |
| | ・高校生年代 なし | |
| 所得制限 | 所得制限あり （例）夫婦と子ども2人の4人世帯の場合 ・年収 960万円～1,200万円未満→特例給付（月額5,000円） ・年収 1,200万円以上→支給対象外 | 所得制限なし |
| 支払期月 | 3回（2月、6月、10月）（各前月までの4か月分を支払） | 6回（偶数月）（各前月までの2か月分を支払） |

3 予算額

(1) 扶助費

| 区分 | | R6. 2月分～R6. 9月分の手当 (制度見直し前) | | R6. 10月分～R7. 1月分の手当 (制度見直し後) | | 合計 |
|---------------|---------|--------------------------------|-------------|---------------------------------|-------------|-------------|
| | | 支給対象児童数 ※ | 金額 | 支給対象児童数 ※ | 金額 | |
| 3歳未満 | 第1子、第2子 | 48,935人 | 734,025千円 | 20,331人 | 304,965千円 | 1,217,670千円 |
| | 第3子以降 | | | 5,956人 | 178,680千円 | |
| 3歳～ 小学校終了前 | 第1子、第2子 | 185,962人 | 1,589,620千円 | 80,902人 | 809,020千円 | 3,567,740千円 |
| | 第3子以降 | 31,914人 | 478,710千円 | 11,507人 | 690,390千円 | |
| 中学生 | 第1子、第2子 | 64,132人 | 641,320千円 | 27,241人 | 272,410千円 | 1,156,160千円 |
| | 第3子以降 | | | 8,081人 | 242,430千円 | |
| 高校生年代 | 第1子、第2子 | - | - | 37,982人 | 379,820千円 | 435,560千円 |
| | 第3子以降 | - | - | 1,858人 | 55,740千円 | |
| 特例給付 | | 12,420人 | 62,100千円 | - | - | 62,100千円 |
| 合計 | | 343,363人 | 3,505,775千円 | 193,858人 | 2,933,455千円 | 6,439,230千円 |

※支給対象児童数については、12か月分の延べ児童数を記載

(2) 事務費

| 名称 | 金額 | 内容 |
|-----|----------|------------------------------|
| 報酬等 | 870千円 | 会計年度任用職員報酬・通勤手当 |
| 需用費 | 6,220千円 | トナーカートリッジ、支払通知等印刷料等 |
| 役務費 | 9,158千円 | 支払通知等郵送料 |
| 委託料 | 810千円 | パンチ委託料、制度見直しに関するお知らせ封入封緘業務委託 |
| 合計 | 17,058千円 | |

※児童手当制度見直しに伴うシステム改修については、別途児童福祉システム整備費で計上

4 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|-----------------|-----------------|---------------|---------|---------|---------------|
| | 国庫支出金 ※1 | 県支出金 | 地方債 | その他 ※2 | 一般財源 |
| 千円 6,456,288 | 千円 4,817,319 | 千円 812,446 | 千円 - | 千円 - | 千円 826,523 |

※1 児童手当交付金国庫負担金（負担割合は下図のとおり）
子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正にかかる事務費） 充当率100%

※2、児童手当県費負担金（負担割合は下図のとおり）

【負担割合】

制度見直し前

| | 被用者 | | | 非被用者 | | 公務員 所属庁 10/10 |
|------------------------------|------|-------|------|------|-----|---------------------|
| | 事業主 | 国 | 地方 | 国 | 地方 | |
| 3歳未満 特例給付 (所得制限 以上) | 7/15 | 16/45 | 8/45 | 2/3 | 1/3 | |
| 3歳以降 特例給付 (所得制限 以上) | | 2/3 | 1/3 | 2/3 | 1/3 | |

制度見直し後

| | 被用者 | | | 非被用者 | | 公務員 所属庁 10/10 |
|------|----------|-----|-----|------|------|---------------------|
| | 支援納付金(※) | 事業主 | 国 | 地方 | 国 | |
| 3歳未満 | 3/5 | 2/5 | 3/5 | 4/15 | 2/15 | |
| 3歳以降 | 1/3 | | 4/9 | 2/9 | 4/9 | 2/9 |

※こども・子育て支援金制度（仮称）の創設等に関する法案を次期通常国会に提出予定。支援納付金の収納が満年度化するまでの間、つなぎとしてこども・子育て支援特例公債を発行。

出典：令和6年度こども家庭庁当初予算案（参考資料）

| 予算説明書 | | | | | 事業名 | 予算額 |
|---------|----------|------------|----------------|-----|-------------------------|--------|
| ページ | 款 | 項 | 目 | 番号 | | |
| 172～173 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 3 ひとり親家庭福祉費 | 1-1 | 指定管理者候補者選定 審査会費（白菊寮） | 124 千円 |

1 事業目的

現在指定管理者により管理運営を行っている母子生活支援施設「長崎市立白菊寮」の指定期間が令和6年度で満了となることから、令和7年度から新たな指定管理者を指定するにあたり、指定管理者候補者を選定するための審査会を開催するもの。

2 事業概要

- 1 選定審査会 長崎市附属機関に関する条例第2条第2項別表第2に規定する類型の附属機関として設置するもの
(委員構成) 学識経験のある者、経営又は財務に関する専門的知識を有する者、施設の設置目的に関し知識を有する者 5名
- 2 開催回数 3回
- 3 スケジュール

| | |
|--------|-------------|
| 令和6年4月 | 委員選任、審査会設置 |
| 〃 7～9月 | 運営団体公募 |
| 〃 10月 | 指定管理者候補者の決定 |
| 〃 11月 | 指定管理者の指定 |
- 4 事業費 124千円
(内訳) 委員報酬:122千円
茶菓費:2千円

3 施設概要

| | |
|--------|---|
| 施設名 | 長崎市立白菊寮 |
| 根拠法 | 児童福祉法、長崎市母子生活支援施設条例 |
| 目的 | 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。 |
| 定員 | 14世帯 |
| 現指定管理者 | 一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき(指定期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日) |

4 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 千円 124 | 千円 - | 千円 - | 千円 - | 千円 - | 千円 124 |

| 予算説明書 | | | | | 事業名 | 予算額 |
|---------|----------|------------|--------------------|-----|----------------------|-------------|
| ページ | 款 | 項 | 目 | 番号 | | |
| 172～173 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 3 ひとり親 家庭福祉費 | 2-4 | ひとり親家庭養育費 確保支援事業費 | 千円 1,750 |

1 概要

ひとり親家庭のうち、養育費の取り決めをしている割合や養育費を受給している割合はいずれも低く、養育費を確保できないことが子どもの貧困の一因となっていることから、ひとり親家庭における養育費に関する取り決めを促すとともに、養育費の継続した履行確保を図るため、公正証書等の作成や養育費保証契約の締結に係る費用を助成することにより、ひとり親家庭の自立促進を図る。

2 事業内容

【対象者】

市内に居住するひとり親で、児童を現に監護しているもの。

【内容】

①公正証書等作成支援

養育費に関して、公正証書等を作成する際に要する本人負担費用を助成する。（上限5万円）

②保証契約締結支援

養育費に関して、保証会社と養育費保証契約を締結する際の本人負担費用（保証料）を助成する。
（上限5万円）

【予算内訳】

①5万円×30件＝1,500千円

②5万円×5件＝250千円

※①②両方利用可能

3 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|-------|-------|------|-----|-----|------|
| | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1,750 | 875 | — | — | — | 875 |

※母子家庭等対策総合支援事業費補助金(離婚前後親支援モデル事業) 1 / 2

【参考】

(1) 養育費の状況 「令和3年度全国ひとり親世帯調査」より

| | 母子世帯 | 父子世帯 |
|-----------|---------|---------|
| 取り決めをしている | 46.7% | 28.3% |
| 公正証書等 | (28.1%) | (12.0%) |
| その他文書、口頭等 | (18.6%) | (16.3%) |
| 現在も受給している | 28.1% | 8.7% |

(2) 児童扶養手当受給者数の推移

| 年度 | 母子世帯 | 父子世帯 | 合計 |
|-------|--------|------|--------|
| 令和3年度 | 3,510人 | 192人 | 3,702人 |
| 令和4年度 | 3,406人 | 191人 | 3,597人 |
| 令和5年度 | 3,311人 | 177人 | 3,488人 |

| 予算説明書 | | | | | 事業名 | 予算額 |
|---------|----------|------------|--------------------|-----|---------|-----------------|
| ページ | 款 | 項 | 目 | 番号 | | |
| 172～173 | 3 民生費 | 2 児童福祉費 | 3 ひとり親 家庭福祉費 | 2-6 | 児童扶養手当費 | 千円 1,794,092 |

1 概要

ひとり親家庭等で父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育している母又は父、または養育者に児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

令和6年度は、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、制度の見直しが行われることから、所要の予算計上を行う。

2 事業内容

国のこども未来戦略において示された制度の見直し内容は次のとおり。

(1) 時期 令和6年11月分の手当（令和7年1月支給分）から

(2) 内容

- ・ 所得限度額の見直し
- ・ 第3子以降加算の見直し

| | | 見直し前 | 見直し後 |
|-----------|--------------------------------|---------------|-------------------------------|
| 所得制限 ※ | 全部支給の所得限度額 (手当額の全額を受給できる収入) | 年収160万円 | 年収190万円 |
| | 一部支給の所得限度額 (手当額の一部を受給できる収入) | 年収365万円 | 年収385万円 |
| 第3子以降の加算額 | | 3,230円～6,450円 | 5,380円～10,750円 第2子と同額まで引上げ |

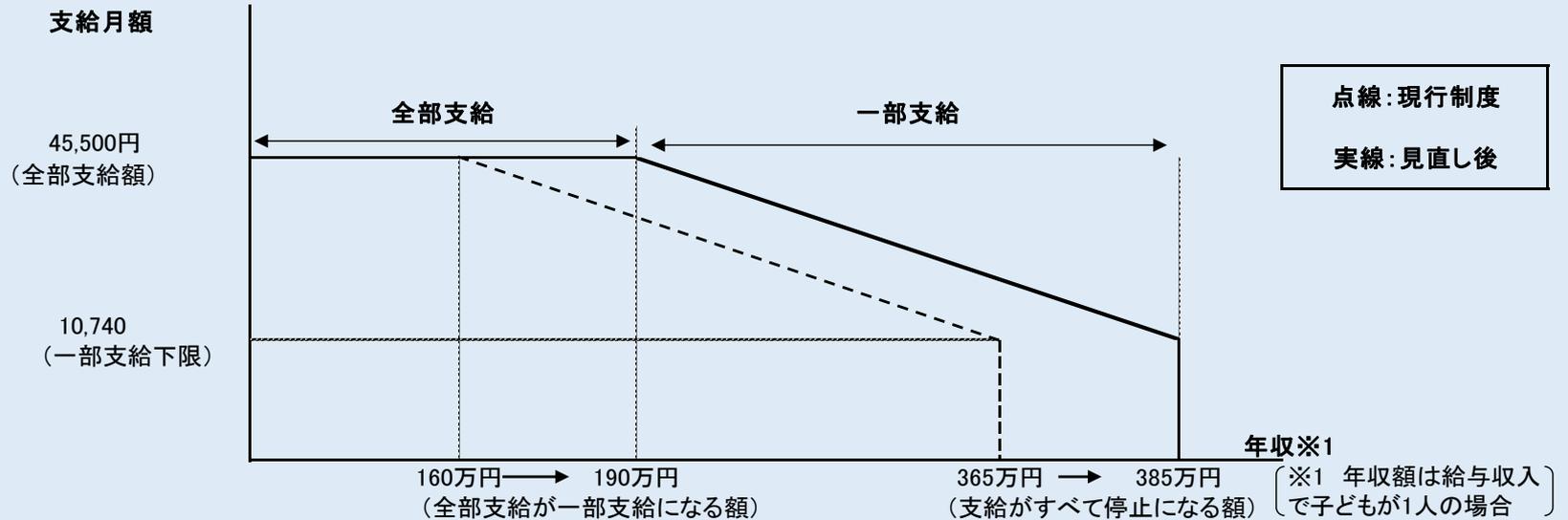
※ 所得制限額は、例として2人世帯（親1人、子ども1人）の場合の給与収入額

3 予算額

(1) 扶助費

| R6. 3月分～R6. 10月分の手当 (制度見直し前) | | R6. 11月分～R7. 2月分の手当 (制度見直し後) | | 合計 | |
|---------------------------------|-------------|---------------------------------|-----------|---------|-------------|
| 支給対象者数 | 金額 | 支給対象者数 | 金額 | 支給対象者数 | 金額 |
| 27,329人 | 1,188,126千円 | 14,532人 | 599,064千円 | 41,861人 | 1,787,190千円 |

所得制限の見直し(イメージ)



(2) 事務費

| 名称 | 金額 | 内容 |
|-----|---------|--------------------------|
| 報酬等 | 4,509千円 | 会計年度任用職員報酬・期末手当・共済費・通勤手当 |
| 需用費 | 791千円 | トナーカートリッジ、窓口封筒等印刷料等 |
| 役務費 | 1,552千円 | 郵送料 |
| 委託料 | 50千円 | 児童扶養手当障害認定審査委託料 |
| 合計 | 6,902千円 | |

※児童扶養手当制度見直しに関しては、現行の児童福祉システムの設定変更で対応可能であるため、システム改修は生じない。

4 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|-----------|---------|------|-----|-------|-----------|
| | 国庫支出金※1 | 県支出金 | 地方債 | その他※2 | 一般財源 |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 1,794,092 | 597,687 | — | — | 27 | 1,196,378 |

※1 児童扶養手当給付費国庫負担金 国庫負担率 1/3

※2 保険料個人負担金等

予算説明書

| 予算説明書 | | | | | 事業名 | 予算額 |
|---------|----------|------------|------------------|-----|---------|-----------|
| ページ | 款 | 項 | 目 | 番号 | | |
| 188～189 | 4 衛生費 | 1 保健衛生費 | 3 母子保健 対策費 | 2-3 | 産後ケア事業費 | 11,481 千円 |

1 現状と課題

産婦の心身の負担や子育てに対する不安の軽減を目的に、産科医療機関等で心身のケアや育児支援等を行う産後ケアを実施している。事業開始以降、産婦がより利用しやすい環境を整えるため、手続きの簡素化や利用期間の延長など制度の見直しを図っており、さらに令和5年9月からはこれまでのショートステイ（宿泊）・デイケア（通所）に加え、外出ができず自宅でのケアを希望する産婦等を支援するためアウトリーチ（訪問）の導入を行うとともに、ショートステイ・デイケアにおける利用形態・回数の見直し、一般世帯への利用者負担額の減免及び里帰りした産婦への償還払いの実施について事業の拡大を行い、支援の充実を図った。

また、令和5年11月から産後ケアを必要とする全ての産婦が産後ケア事業を利用することができるよう、産後ケアの対象者について心身の不調及び強い育児不安がある産婦並びにその乳児から、産後ケアを必要とする者に拡大したほか、ショートステイの受け入れ施設が8か所→10か所へ増加した。

対象者の拡大が通年ペースとなることや令和5年度に行った事業拡大の周知等による利用者の増加が見込まれる。

2 対応方針

出産後の産婦は身体的・精神的変化が著しく、不調をきたしやすい時期であることから、産後ケアを利用しやすい環境を整えることで、産婦の心身の不調や育児不安を軽減する。

3 事業概要

(1) 内容

産科医療機関及び長崎県助産師会に委託してショートステイ（宿泊）、デイケア（通所）、アウトリーチ（訪問）により心身のケアや育児支援等を行う。

- ア 産婦の心身のケア
- イ 産婦の乳房管理及び生活面の指導
- ウ 乳児のケア及び発育、発達等の管理
- エ 沐浴、授乳方法等の育児指導
- オ その他、産婦及び乳児に関して必要な保健指導

(2) 対象者

本市に住所を有する産後ケアを必要とする者

| 種別 | 期間 | 利用回数 |
|----------------|-------------------|---------------------------------|
| ショートステイ | 出産後6か月未満の産婦及びその乳児 | 1泊2日を単位として、7日まで（7日以内で回数を分けて利用可） |
| デイケア アウトリーチ | 出産後1年以内の産婦及びその乳児 | デイケアとアウトリーチを合わせて6回まで |

(3) 利用料及び利用者負担額

業務内容の見直し及び長崎市会計年度任用職員（助産師）の報酬単価の改定に伴い、ショートステイ（2泊目以降）、デイケア及びアウトリーチの利用料と利用者負担額を増額する。

（単位：円）

| 区分 | | 利用料 | 利用者負担額 | | | 市負担額 | | |
|-----------------|--------|--------------------|------------------|------------------|-----------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| | | | 一般世帯 | | 生活保護世帯・市民税非課税世帯 | 一般世帯 | | 生活保護世帯・市民税非課税世帯 |
| | | | 減免あり | 減免なし | | 減免あり | 減免なし | |
| ショートステイ （宿泊） | 1泊目 | 30,000 (30,000) | 1,500 (1,500) | 4,000 (4,000) | 0 (0) | 28,500 (28,500) | 26,000 (26,000) | 30,000 (30,000) |
| | 2泊目以降 | 30,000 (20,000) | 1,500 (500) | 4,000 (3,000) | 0 (0) | 28,500 (19,500) | 26,000 (17,000) | 30,000 (20,000) |
| デイケア （通所） | 4時間コース | 8,400 (8,000) | 0 (0) | 1,400 (1,300) | 0 (0) | 8,400 (8,000) | 7,000 (6,700) | 8,400 (8,000) |
| | 3時間コース | 6,800 (6,500) | 0 (0) | 1,200 (1,100) | 0 (0) | 6,800 (6,500) | 5,600 (5,400) | 6,800 (6,500) |
| アウトリーチ （訪問） | 1回 | 6,900 (6,500) | 0 (0) | 1,200 (1,100) | 0 (0) | 6,900 (6,500) | 5,700 (5,400) | 6,900 (6,500) |

・利用者負担額（一般世帯）について、ショートステイ・デイケア・アウトリーチを合わせて5回（泊）までは「減免あり」の金額、6回（泊）目は「減免なし」の金額

・（ ）は令和5年度の金額

(4) 実施施設一覧

| 施設（助産師） | ショートステイ | デイケア | アウトリーチ |
|--------------------|---------|-----------|-----------|
| 測レディスクリニック | ● | | |
| 宝マタニティクリニック | ● | ● | |
| いまむらウィメンズクリニック | ● | ● | |
| 三浦産婦人科 | ● | ● | |
| 池田産科 - YOU - 婦人科医院 | ● | ● | ● |
| 小濱産婦人科医院 | ● | ● | |
| 花みずきレディースクリニック | ● | ● | |
| まつお産科・婦人科クリニック | ● | ● | |
| レディースクリニック ICHIRO | ● | | |
| しもむら産婦人科 | ● | | |
| 一般社団法人 長崎県助産師会 | | ● 8 か所 | ● 9 か所 |

(5) 利用実績

| | 令和4年度 | | | | 令和5年度 | | | | | |
|-----|---------|------|------|------|---------|------|------|------|--------|------|
| | ショートステイ | | デイケア | | ショートステイ | | デイケア | | アウトリーチ | |
| | 新規人数 | 実施回数 | 新規人数 | 実施回数 | 新規人数 | 実施回数 | 新規人数 | 実施回数 | 新規人数 | 実施回数 |
| 4月 | 2 | 3 | 13 | 19 | 3 | 6 | 13 | 14 | | |
| 5月 | 4 | 8 | 11 | 13 | 4 | 7 | 21 | 23 | | |
| 6月 | 1 | 1 | 9 | 11 | 6 | 11 | 11 | 12 | | |
| 7月 | 3 | 6 | 10 | 12 | 5 | 14 | 18 | 19 | | |
| 8月 | 2 | 3 | 8 | 9 | 7 | 15 | 23 | 25 | | |
| 9月 | 5 | 9 | 10 | 14 | 3 | 5 | 30 | 42 | 8 | 8 |
| 10月 | 2 | 2 | 13 | 17 | 8 | 17 | 47 | 53 | 12 | 15 |
| 11月 | 1 | 2 | 7 | 8 | 7 | 16 | 41 | 47 | 11 | 12 |
| 12月 | 7 | 14 | 14 | 18 | 10 | 15 | 45 | 58 | 17 | 24 |
| 1月 | 2 | 6 | 15 | 19 | | | | | | |
| 2月 | 2 | 4 | 9 | 11 | | | | | | |
| 3月 | 3 | 7 | 11 | 15 | | | | | | |
| 合計 | 34 | 65 | 130 | 166 | 53 | 106 | 249 | 293 | 48 | 59 |

※令和5年度は12月末時点実績

●左記とは別に
里帰り等での
利用料償還払い実績 新規4人 実施7回

・令和5年9月～アウトリーチ導入、利用形態と回数見直し、一般世帯への減免、里帰り等での利用料償還払いを実施

・令和5年11月～対象者を「産後ケアを必要とする者」に拡大、ショートステイの実施設が8か所→10か所に拡大

(6) 事業費

【事業費内訳】

(単位：千円)

| 項目 | 予算額 | 主な内容 |
|-----|--------|---|
| 委託料 | 10,552 | ・ショートステイ：4,272,000円 (1泊目) 一般：28,500円×66泊 非課税・生保：30,000円×5泊 (2泊目以降)一般：28,500円×66泊 非課税・生保：30,000円×12泊 |
| | | ・デイケア：5,072,000円 (4時間) 8,400円 × (一般：445件 + 非課税・生保：5件) (3時間) 6,800円 × 一般：190件 |
| | | ・アウトリーチ：1,207,500円 6,900円 × (一般：170件 + 非課税・生保：5件) |
| 扶助費 | 781 | ・ショートステイ：30,000円×8泊＝240,000円 ・デイケア：(4時間未満) 6,800円×20件 (4時間以上) 8,400円×40件 ＝472,000円 ・アウトリーチ：6,900円×10件 69,000円 |
| その他 | 148 | ・消耗品費、郵送料等 |
| 合計 | 11,481 | |

4 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|--------------|-------------|---------|---------|---------|-------------|
| | 国庫支出金※ | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 千円 11,481 | 千円 5,740 | 千円 - | 千円 - | 千円 - | 千円 5,741 |

※ 母子保健衛生費国庫補助金 国庫補助率 1/2

| 予算説明書 | | | | | 事業名 | 予算額 |
|---------|----------|------------|----------|-----|---------|---------------|
| ページ | 款 | 項 | 目 | 番号 | | |
| 188～189 | 4 衛生費 | 1 保健衛生費 | 4 予防費 | 2-5 | 定期予防接種費 | 千円 811,809 |

1 概要

伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種法に基づく定期予防接種として、ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ、結核（BCG）、日本脳炎、麻しん、風しん、ヒブ感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症の予防接種を行う。

2 事業内容

- ・市が県内医療機関に定期予防接種の実施を委託し、接種実績に応じて委託料を医療機関へ支払う。
なお、県外で接種した場合は、被接種者が支払った接種費用に対して償還払いを行う。
- ・対象者に対しては、長崎市子育て応援情報サイト「イーカオ」で周知するほか、接種案内文の個別送付及び子育て応援アプリ「イーカオ+（プラス）」でのプッシュ通知により周知を図る。
- ・令和6年4月1日から五種混合ワクチン（四種混合ワクチンとヒブ感染症ワクチンの混合）が定期予防接種に位置づけられた。また小児用肺炎球菌ワクチンが13価のみだったが、15価が定期予防接種として追加される（令和6年2月7日自治体説明会）。ともに関係団体と協議のうえ、実施予定。ワクチン単価は同等であると見込まれるため予算内での対応を行う。

【定期予防接種の種類等】

※接種回数は、初回接種年齢等により異なるワクチンがあります

| 種類 | 接種回数 | 対象年齢 | |
|--------------------------|---------|------------------------------|--------|
| 四種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ） | 4回 | 2か月～7歳6か月未満 | |
| 二種混合（ジフテリア、破傷風） | 1回 | 11歳～13歳未満 | |
| 結核（BCG） | 1回 | 1歳未満 | |
| 日本脳炎 | 3回・1回 | 6か月～7歳6か月未満、9歳～13歳未満 | |
| | 4回 | 接種不足回数分。平成16年度～18年度生まれで20歳未満 | |
| 麻しん風しん混合（MR） | 1回・1回 | 1歳～2歳未満、小学校入学前の1年間 | |
| ヒブ感染症 | 4回 | 2か月～5歳未満 | |
| 小児の肺炎球菌感染症 | 4回 | 2か月～5歳未満 | |
| ヒトパピローマウイルス感染症 | 2回または3回 | 小学6年生～高校1年相当の女子 | |
| | 3回 | 平成9年度～19年度生まれの女性（キャッチアップ接種） | |
| 水痘（水ぼうそう） | 2回 | 1歳～3歳未満 | |
| B型肝炎 | 3回 | 1歳未満 | |
| ロタウイルス感染症 | 1価 | 2回 | 6週～24週 |
| | 5価 | 3回 | 6週～32週 |

3 予算額

| 区 分 | | 単価（円） | 件数（件） | 予算額（千円） | |
|----------------------------|--|----------|---------|---------|---------|
| 接種委託料 | 四種混合（ジフテリア、破傷風、百日せき、ポリオ） | 11,275 | 9,549 | 107,665 | |
| | 二種混合（ジフテリア、破傷風） | 5,005 | 2,618 | 13,103 | |
| | 結核（BCG） | 12,980 | 2,232 | 28,971 | |
| | 日本脳炎 | 7,933 | 11,290 | 89,564 | |
| | 麻しん風しん混合 | 11,357 | 5,226 | 59,352 | |
| | ヒブ感染症 | 8,956 | 8,230 | 73,708 | |
| | 小児の肺炎球菌感染症 | 11,935 | 8,260 | 98,583 | |
| | ヒトパピローマウイルス感染症 | 定期 | 26,675 | 2,481 | 66,181 |
| | | キャッチアップ※ | 26,675 | 4,000 | 106,700 |
| | 水痘 | 10,780 | 4,069 | 43,864 | |
| | B型肝炎 | 6,818 | 6,459 | 44,037 | |
| | ロタウイルス感染症（1価） | 14,278 | 3,010 | 42,977 | |
| | ロタウイルス感染症（5価） | 9,856 | 1,482 | 14,607 | |
| | 接種不可料 | | 289 | 747 | |
| | 小 計 | | | 790,059 | |
| 扶助費 | 上記ワクチンの県外接種に対する償還払い及びヒトパピローマウイルス感染症に係る任意接種償還払い | | 396 | 4,754 | |
| 事務費（印刷製本費・郵送料・会計年度任用職員報酬等） | | | | 16,996 | |
| 合 計 | | | 811,809 | | |

※ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンのキャッチアップ接種

本ワクチンは、平成25年6月から令和4年3月までの間、国において積極的勧奨が控えられており、この間、接種者数が少ない状況であったことから、国は、令和4年4月の積極的勧奨の再開と併せて、勧奨を控えていた期間に対象であった平成9～19年度生まれの女性に対して、接種費用を公費負担とするキャッチアップ接種を特例措置として実施している。

- ・特例措置の期間 令和4～6年度の3年間

4 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|---------|-------|------|-----|------|---------|
| | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他※ | 一般財源 |
| 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 811,809 | — | — | — | 28 | 811,781 |

※ 保険料個人負担金

【参考】

【ヒトパピローマウイルス感染症接種実績】

(年度延べ件数)

| 対象者 | H30年度 | R元年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年12月末 |
|---------|-------|------|------|-------|-------|---------|
| 定期 | 76 | 181 | 413 | 3,471 | 2,047 | 1,497 |
| キャッチアップ | | | | | 2,091 | 2,189 |
| 合計 | 76 | 181 | 413 | 3,471 | 4,138 | 3,686 |

ヒトパピローマウイルス感染症(HPV)は、平成25年度に定期予防接種に位置付けられたものの、平成25年6月から令和4年3月までの間、国において積極的勧奨は差し控えられており、この間、接種者数が少ない状況であった。

そこで、国においては、令和4年4月の積極的勧奨の再開と併せて、勧奨ができていない間の対象であった方(平成9～17年度生まれの女性)に対して、接種費用を公費負担とするキャッチアップ接種が特例措置として開始された。令和6年度は平成19年度生まれまで対象を拡大。

この措置は令和4～6年度の3年間とされており、市としては引き続きキャッチアップ対象者への個別案内を行うなど周知を図る。

| 予 算 説 明 書 | | | | | 事 業 名 | 予 算 額 |
|-----------|-----------|------------|-------------|-----|---------------------|-------------|
| ページ | 款 | 項 | 目 | 番号 | | |
| 292～293 | 10 教育費 | 6 社会教育費 | 5 青少年教育費 | 1-1 | 子どもを守るネットワーク 推進費 | 千円 4,687 |

1 事業目的

子どもを守るネットワーク(以下「ネットワーク」という。)のしくみは、平成15年に長崎市で起きた子どもにかかる痛ましい事件を受けて、子どもが安全に安心して過ごすことができる住みよいまちづくりを目指し、平成17年に組織され、現在すべての67小学校区に設置されている。

長崎市は、ネットワークが実施するパトロール活動やその活動を通して得られた情報を共有するための情報交換会の経費に対し補助金を交付し、財政支援を行う。また、各ネットワークの活動事例を共有するため、代表者会を開催する。

(1)事業内容

ア 子どもを守るネットワークの活動への支援【4,687千円】

(ア)子どもを守るネットワーク推進費補助金:4,620千円(=70千円×66小学校区) ※R6.3南小学校閉校

(イ)子どもを守るネットワーク代表者会:67千円(講師謝礼金、消耗品費、郵送料、会場借上料)

2 ネットワークの課題及び今後の対応方針

(1)ネットワークの課題

ネットワークのしくみとは別に、自治会等の地域で活動する団体同士がさらに強くつながるしくみとして、平成31年4月から地域コミュニティ連絡協議会(以下「協議会」という。)の設立が進んでいる。

ネットワークと協議会の2つのしくみは、構成団体や活動内容の一部が重複していることから、地域から活動や事務の負担等の課題があがっており、その解決を図る必要がある。

(2) 今後の対応方針

ア ネットワークのしくみを協議会へ一元化し、役員の会議出席等の負担軽減を図る。

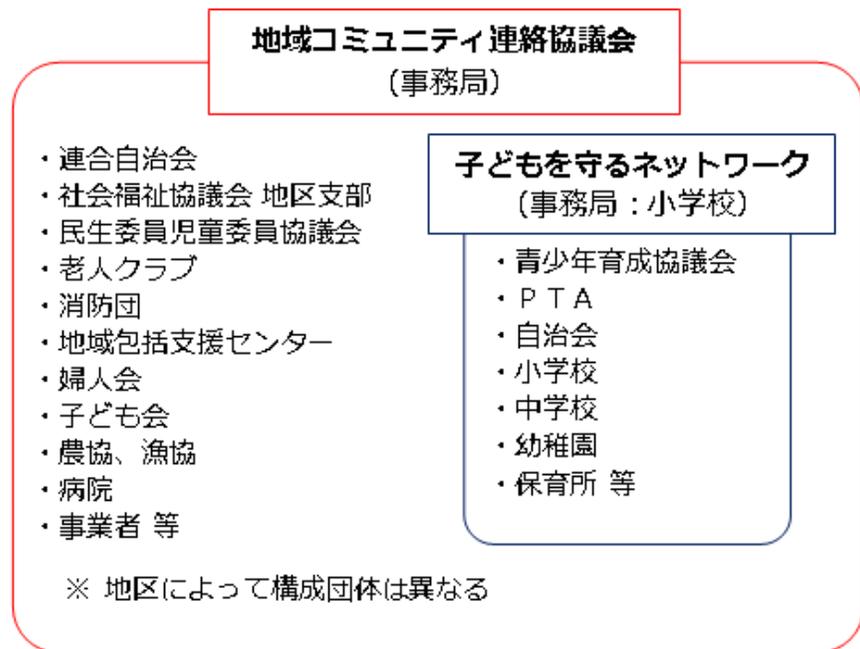
イ ネットワークの趣旨や活動(巡回活動及び情報交換会)を協議会に引き継ぐことにより、協議会の構成団体が連携して企画・活動することで参加者拡大などの効果や活動の負担軽減を図る。

ウ 地域コミュニティ推進交付金の申請に一元化することで、交付申請や実績報告の事務負担の軽減を図る。なお、ネットワークの事業は、地域コミュニティ推進交付金の中で対応することとする。

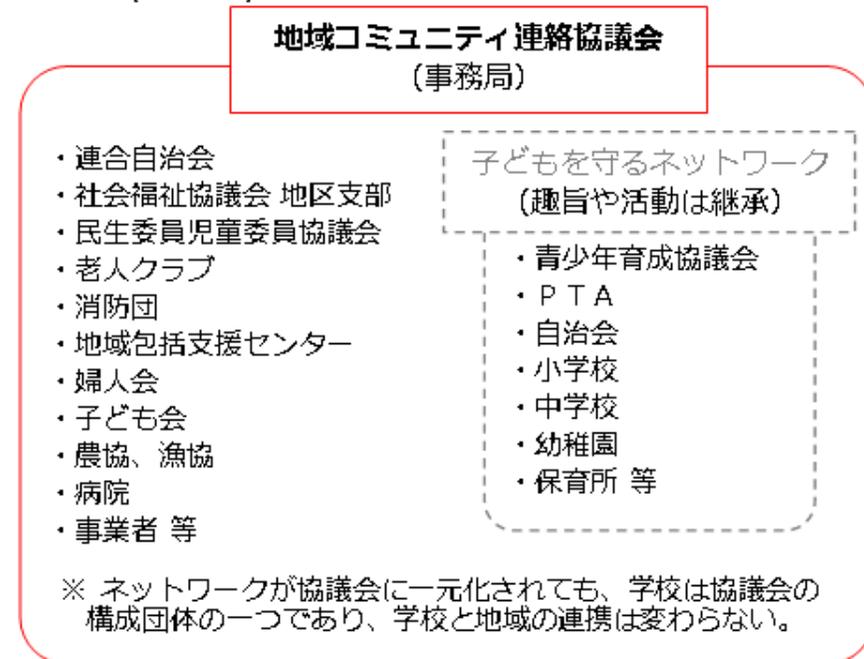
エ 令和6年度は、複数地区においてモデル事業として実施し、組織一元化の効果や進め方、交付金の中にパトロール活動経費を包含することの妥当性などについて検証を行ったうえで、令和7年度以降、拡大していく。

※協議会未設立地区のネットワークについても、構成団体のひとつである青少年育成協議会へ事業を継承できないか検討する。

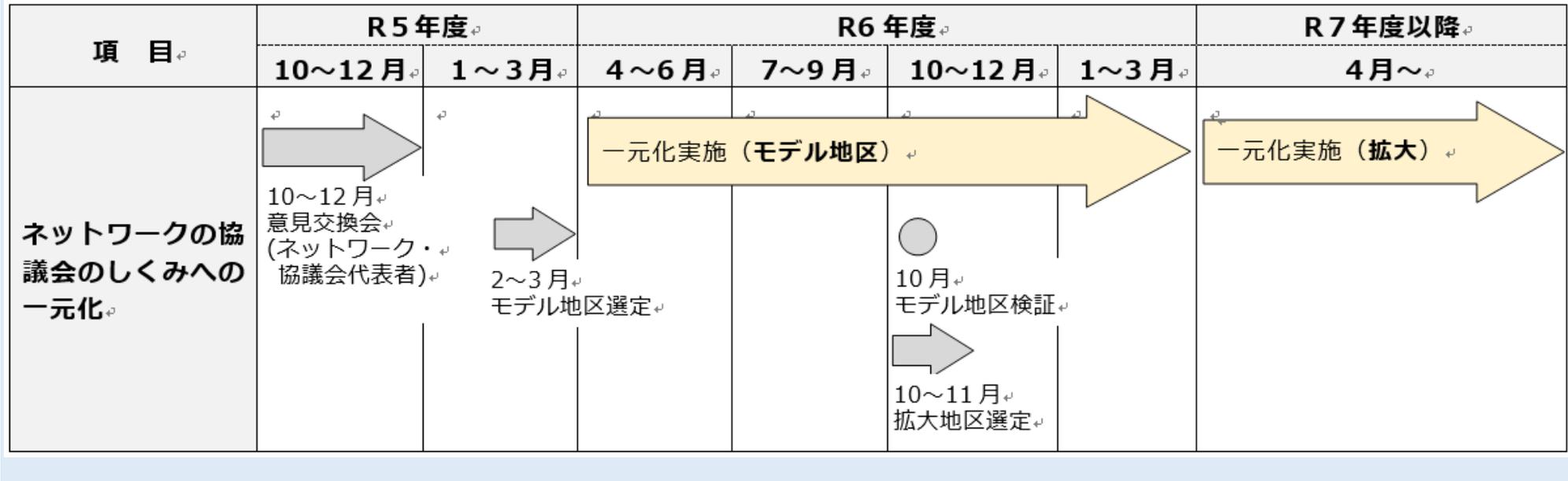
【現行(イメージ)】



【一元化後(イメージ)】



3 スケジュール



4 財源内訳

| 事業費 | 財源内訳 | | | | |
|-------------|---------|---------|---------|---------|-------------|
| | 国庫支出金 | 県支出金 | 地方債 | その他 | 一般財源 |
| 千円 4,687 | 千円 - | 千円 - | 千円 - | 千円 - | 千円 4,687 |

【参考】子どもを守るネットワーク及び地域コミュニティ連絡協議会の概要

| | | 子どもを守るネットワーク (所管:こどもみらい課) | 地域コミュニティ連絡協議会 (所管:地域コミュニティ推進室) |
|------------------|-----------------------|--|--|
| ア 組 織 | ① 制度開始 | 平成17年6月 | 平成31年4月 |
| | ② 範囲 | 小学校区 | 概ね現行の小学校区又は統廃合前の小学校区を基礎とする 連合自治会の区域 |
| | ③ 構成団体 | 青少年育成協議会、PTA、自治会、小中学校、幼稚園、 保育所等の団体 | 自治会をはじめとする地域の様々な団体 ・区内の自治会数又は自治会加入世帯数の8割以上 ・連合自治会、青少年育成協議会、社会福祉協議会地区 支部、PTA、学校等の相当数 |
| | ④ 設置状況 (R6.1.31現在) | 67/67小学校区(組織率100%) | 44/80地区(組織率55.0%) ※準備委員会設立7地区 |
| イ 活 動 | ① 内容 | ・巡回活動(月1回程度) ・啓発的なパトロール(7月強調月間) ・情報交換会 | ・設立時に策定した「まちづくり計画」に基づく自主的・自立 的な地区の課題の解決に資する事業を協議会の主催で 実施(毎年度、事業計画書を作成) |
| ウ 補 助 金 | ① 名称 | 長崎市子どもを守るネットワーク推進費補助金 | 長崎市地域コミュニティ推進交付金 |
| | ② 目的 | 子どもを守るネットワークの活動を支援するため | 地域コミュニティ連絡協議会による地域におけるまちづくり の推進に資することを目的として交付 |
| | ③ 補助額 (上限額) | 巡回活動費(7万円) ※補助率10/10 | 基礎割(50万円)と人口加算割(400円×人口)の合計額 ※補助率10/10 |
| | ④ 財源 | 一般財源 | 地域振興基金 |
| | ⑤ R6予算額 (R5予算額) | R6予算額:4,620千円 (R5予算額:4,690千円) | R6予算額:146,790千円 (R5予算額:114,480千円) |